

つくば市 環境白書

令和6年度（2024年度）

[2026年4月公表]

これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

つくば市環境白書について

本書は、つくば市環境基本条例に基づき、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにし、広く市民に伝えることを目的として毎年発行しています。

構成のポイント

第2章では、「第3次つくば市環境基本計画」（計画期間：2020年度から2029年度まで）の進捗状況を、5つの基本目標ごとにまとめています。同計画は、中間見直しを行い2026年度からは「改訂版」を施行しています。本書（2024年度実績）は、改定前の計画に基づき整理しています。

令和6年度の評価指標：計画の成果を測るための成果指標と、その実績値を掲載しています。

施策の達成状況：各目標に対する具体的な取り組みが、どの程度達成されているかを整理しています。

関連データ：施策の背景や現状をより深く理解していただくため、施策に関連した多角的な統計資料を記載しています。

目次

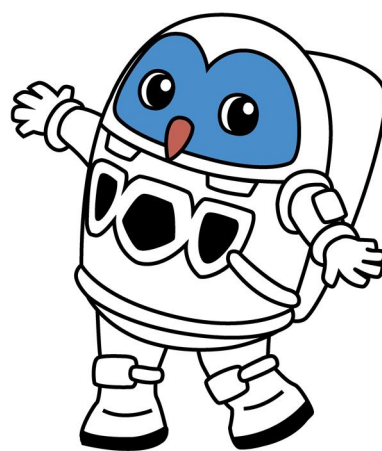
第1章	つくば市環境基本計画の概要	2
第2章	施策の実施状況	4
	基本目標1 低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する	4
	基本目標2 豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ	17
	基本目標3 資源を賢く使う循環型社会に近づく	26
	基本目標4 安心して快適な生活環境で暮らす	37
	基本目標5 市民一人ひとりが環境を考え、行動する	47
資料編	（主な環境基準、基本目標4の詳細、つくば市環境基本条例）	

第1章 つくば市環境基本計画の概要

「第3次つくば市環境基本計画」は、「つくば市未来構想」を環境面から具体化するものであり、つくば市の環境に関する計画の中で最も上位の計画と位置づけられます。今後策定する個別の計画は、本計画との整合を図るものとしています。

また、国、県の環境基本計画及び関連計画とも整合を図り、効率的かつ効果的、計画的に環境保全の推進を図るものです。

なお、同計画は、中間見直しを行い、「目指すべき将来像」や「施策の柱」を含む内容の改定を行っています（2026年4月改訂版の施行）。



▲つくば市マスコットキャラクター「フックン船長」

【目指すべき将来像】

豊かなつくばの恵みを未来につなぐ 持続可能都市
～つくばの強みを活かして、多様な主体の協働でSDGsの達成に貢献する～

将来像を実現するため、5個の「基本目標」、15個の「施策の柱」、そして「施策の柱」に紐づく53個の「施策」からなる施策体系を構築しました。

【将来像を実現するための施策体系】

基本目標	施策の柱	施策
<p>基本目標 1</p> <p>低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する</p>	<p>1-1 低炭素社会の実現に向けた様々な主体の取組の促進</p> <p>1-2 まち・建物の低炭素化</p> <p>1-3 低炭素な交通システムの実現</p> <p>1-4 気候変動への適応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大学・研究機関や事業者との連携強化 ○市民による省エネの促進 ○マルチベネフィットな低炭素化プロジェクトの推進 ○建物の省エネ・再エネ導入の推進 ○低炭素でコンパクトなまちづくり ○公共施設の低炭素化 ○低炭素な公共交通の充実 ○自転車利用の推進 ○自動車利用の低炭素化 ○気候変動と関連する災害による影響の低減 ○気候変動の中での健康の維持 ○気候変動から農業を守る ○水資源に関する適応
<p>基本目標 2</p> <p>豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ</p>	<p>2-1 生き物・生態系の保全</p> <p>2-2 里地里山景観の保全</p> <p>2-3 都市の緑を増やし、質を高める</p> <p>2-4 自然とふれあう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○重要な生き物の生息・生育状況の把握 ○森林の維持・保全 ○水辺の生き物の生息・生育環境の保全 ○外来種対策の推進 ○生物多様性つくば戦略(仮称)の策定 ○筑波山や里山の景観の保全 ○山・川などの眺望の維持 ○里地景観の維持 ○都市公園・緑の管理 ○都市域の緑の確保 ○市民参加による緑化活動 ○開発に伴う緑地の減少を抑制 ○自然体験施設の活用・運営 ○里山や水辺の活用 ○筑波山地域ジオパークの活用 ○グリーンツーリズムの推進
<p>基本目標 3</p> <p>資源を賢く使う循環型社会に近づく</p>	<p>3-1 3Rの推進</p> <p>3-2 廃棄物の適正処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○循環型社会形成に係る普及啓発 ○市民によるリデュース・リユース・リサイクルの促進 ○事業者によるごみ減量化の促進 ○資源の有効活用を推進 ○一般廃棄物の適正な処理 ○産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発 ○クリーンセンターの安定稼働
<p>基本目標 4</p> <p>安心して快適な生活環境で暮らす</p>	<p>4-1 清潔で静かな生活環境の確保</p> <p>4-2 安全な生活環境の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民・事業者による美化活動 ○ごみの散乱防止 ○野焼き対策 ○騒音・振動の防止 ○良好な大気・水・土の確保 ○上下水道の維持・管理 ○農業における環境配慮 ○有害化学物質の適正な管理
<p>基本目標 5</p> <p>市民一人ひとりが環境を考え、行動する</p>	<p>5-1 持続可能なライフスタイルの推進</p> <p>5-2 将来を担う子どもたちへの環境教育</p> <p>5-3 環境と経済の好循環</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の環境リテラシーの向上 ○持続可能なライフスタイルの推進 ○環境情報の集約・発信 ○つくばスタイル科の推進 ○学校での地産地消の推進 ○学校外での環境教育の推進 ○環境ビジネスモデルの構築 ○環境に配慮した事業者の支援 ○地産地消の推進

第2章 施策の実施状況

基本目標1 低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する

概況

低炭素社会づくりへの機運の高まりから、市では、市域の温室効果ガス排出量を2050年度に2013年度比で26%（※計画の改定に先んじて2025年1月に46%に変更）削減することを目標に掲げた「第3次つくば市地球温暖化対策実行計画区域施策編」を2020年に策定し、様々な施策に取り組んでいます。（同計画は、改定を行い2026年度からは第4次計画を施行しています。）

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「つくば市ゼロカーボンシティ宣言」（2022年2月）、2030年に脱炭素を達成する先進的なモデル地域である「脱炭素先行地域」に選定（2023年11月）、無作為抽出で選ばれた市民が話し合い気候変動対策をまとめて提言する「気候市民会議つくば2023」（2023年9～12月）等の先進的な取組を行うほか、市と市民、地域、事業者等が協力して脱炭素社会の実現を目指していくために、省エネ改修や再エネ導入等の取組を行っています。

計画の成果を測る評価指標

評価指標	計画策定時	現状値	目標(2030年度)
温室効果ガス排出量	2,053.0千t-CO ₂ (2013年度)	1,868.0千t-CO ₂ (2021年度)	1,109千t-CO ₂ (2013年度比46%減)
低炭素住宅※の新規入居戸数	27戸 (2018年度)	560戸 (2018～2024年度)	605戸 (累計)

※つくば市低炭素（建物・街区）ガイドラインで認定する戸建住宅でエネルギー消費量や断熱性能に優れた住宅

施策の柱1-1 低炭素社会の実現に向けた様々な主体の取組の促進

施策	事業概要・計画	成果指標	達成状況（目標値）
市民による省エネの促進	低炭素住宅補助金交付者を対象としたエネルギー使用実態のモニタリング調査、分析結果のフィードバック	低炭素住宅の補助金交付者へ分析結果をフィードバックする回数	0回（1回）
マルチベネフィットな低炭素化プロジェクトの推進【重点施策】	脱炭素先行地域づくり事業の推進、気候市民会議つくばの提言を踏まえたロードマップの策定、宅配ボックス設置費用の補助、カーシェアリングの普及検討	気候市民会議つくばのロードマップの策定	「ゼロカーボンで住みよいつくば市へのロードマップ～気候市民会議つくばの提言実現を目指して～」を策定し、公表した（ロードマップ公表）
		脱炭素先行地域事業計画の進捗	共同提案者やエリア内電力需要家と連携しながら概ね順調に進めた

施策	事業概要・計画	成果指標	達成状況（目標値）
			（脱炭素計画の遂行（R6年度分））
		地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定	令和6年度、7年度の2年間で改定することとした （区域施策編完成）
		宅配ボックス補助件数	34棟 （30棟）
		市内カーシェアリング車両の増加数	2箇所5台分の増設を検討した。（3台）

施策の柱 1-2 まち・建物の低炭素化

施策	事業概要・計画	成果指標	達成状況（目標値）
建物の省エネ・再エネ導入の推進	再エネ機器・低炭素住宅に対する費用補助	蓄電池補助件数	311件/年 （330件/年）
		燃料電池補助件数	16件（20件）
		V2H補助件数	10件（20件）
		補助を行った燃料電池及び蓄電池のCO ₂ 削減量	▲221.2t-CO ₂ （▲238t-CO ₂ ）
低炭素でコンパクトなまちづくり	「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」に基づく低炭素建物の認定（つくばSMILEハウス認定制度等）の運用及び認定基準の継続的な見直し	低炭素建物（つくばSMILEハウス）の認定戸数	戸建103戸/年 （220戸/年）
		—	居住誘導区域外の住宅開発届出27件、都市機能誘導区域外における誘導施設の開発等の届出6件（—）
公共施設の低炭素化	公共施設におけるエネルギーの有効利用、設備の省エネ化及び低炭素な電力契約の導入	つくば市役所の活動によるCO ₂ 排出量〔削減量〕	温室効果ガス排出量54,997t-CO ₂ 〔基準年度比3,431t-CO ₂ 〕 （46,224t-CO ₂ 〔▲5,342t-CO ₂ 〕）

施策の柱 1-3 低炭素な交通システムの実現

施策	事業概要・計画	成果指標	達成状況（目標値）
低炭素な公共交通の充実	コミュニティバス「つくバス」の運行及びそれを補完するデマンド型交通「つくタク」と筑波地区支線型バス「つくばね号」の利用促進	つくバス利用者数	1,125,821名 (1,053,000名)
		つくタク利用者数	48,019名 (56,000名)
		つくばね号利用者数	7,171名 (6,000名)
自転車利用の推進	「つくば市自転車安全利用促進計画」に基づく自転車の安全教育、走行環境整備	市民意識調査の設問「日常利用する交通手段」に自転車と回答した市民の割合	-（調査をしない年度のため）
		自転車等駐車場の整備、維持管理、放置自転車対策	放置自転車撤去台数644台、警告指導件数2,450件、口頭指導件数403件（-）
自動車利用の低炭素化	市民へのエコドライブの啓発及び低炭素自動車購入補助	低炭素自動車への乗換えに対する補助件数	燃料電池自動車に対する補助1件 (2件)

施策の柱 1-4 気候変動と関連する災害による影響の低減

施策	事業概要・計画	評価指標	達成状況（目標値）
気候変動と関連する災害による影響の低減	広報紙、防災出前講座、防災イベント等を通じて、災害への備えを周知	-	防災出前講座開催 24回 広報つくばに災害情報等の掲載 6回（-）
気候変動の中での健康の維持	熱中症警戒アラートの周知、熱中症の予防・対処法の啓発等の実施	熱中症予防のための情報を市HP及び広報つくばで普及啓発	市HPや広報つくばで注意喚起 健康推進事業での熱中症予防講話実施 94回（-）
気候変動から農業を守る	農業における気候変動の影響を軽減する技術や方策等の情報収集、発信	市HPでの周知	農業者に向けて高温耐性品種の農作物を紹介するチラシを作成し、市HP、関係機関に配布し周知（1回）

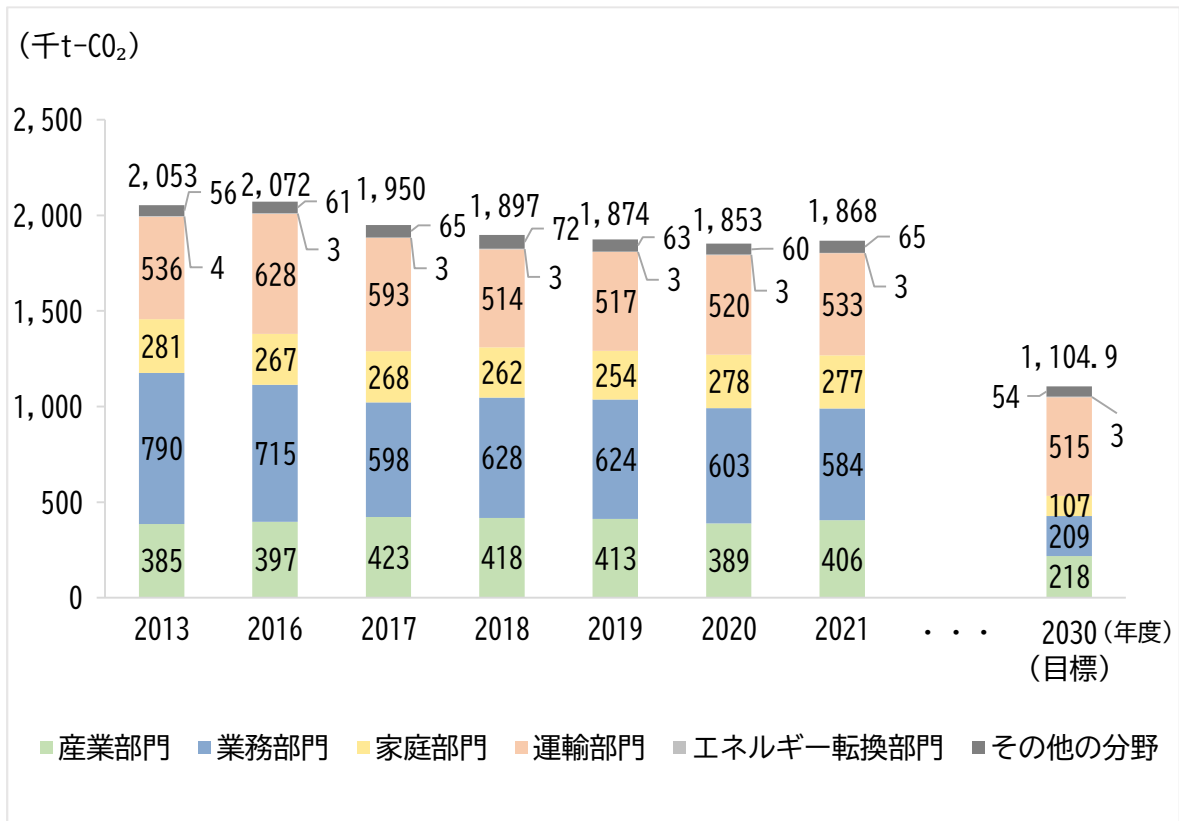
評価指標関連データ

(1) 温室効果ガスの排出量

2021年度の温室ガス排出量は1,868千t-CO₂であり、2013年度（基準年度）と比較すると、185千t-CO₂減少しています。部門別では、産業部門及びその他の分野の温室効果ガス排出量は2013年度から2021年度で増加していますが、業務部門及び家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門の温室効果ガス排出量は減少しています。

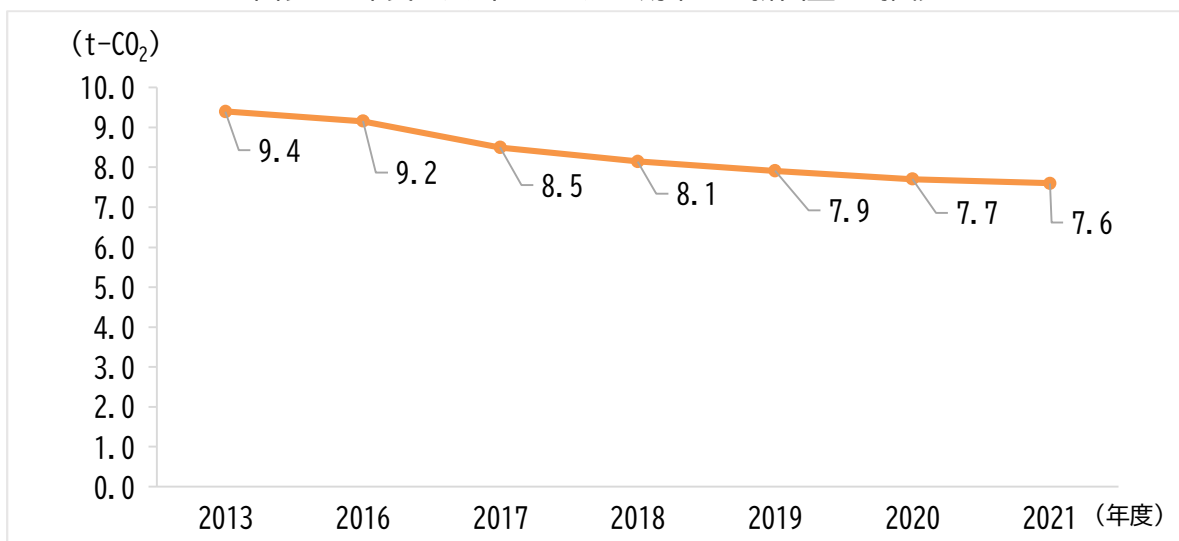
2021年度の市民1人当たりの温室効果ガス排出量は7.6t-CO₂であり、2013年度（基準年度）の9.4t-CO₂から1.8t-CO₂減少しています。

図表1 温室効果ガス（GHG）排出量の推移



※2030年度における部門別の温室効果ガス排出量は目安

図表2 市民1人当たりの温室効果ガス排出量*の推移



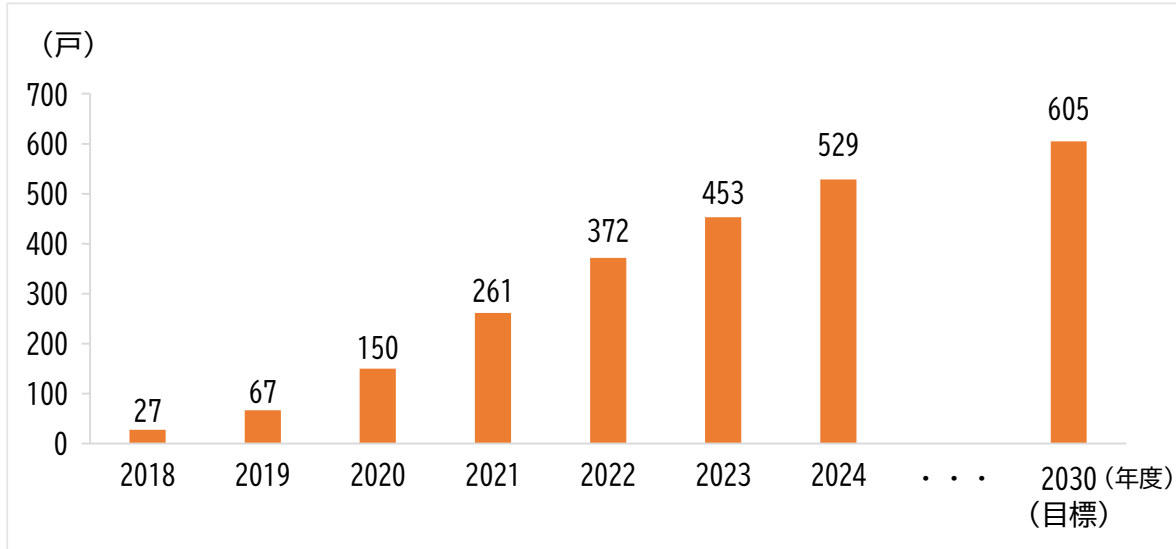
※住民基本台帳人口と温室効果ガス排出量を用いて算出

(2) 低炭素住宅の入居戸数

評価指標関連データ

2024年度の「低炭素(建物・街区)ガイドライン」の基準を満たす低炭素住宅(つくばSMILEハウス)の認定件数は103件でした。また、2018年度から2024年度の累計戸数は529件となりました。

図表3 低炭素住宅の新規入居戸数の推移(累計)



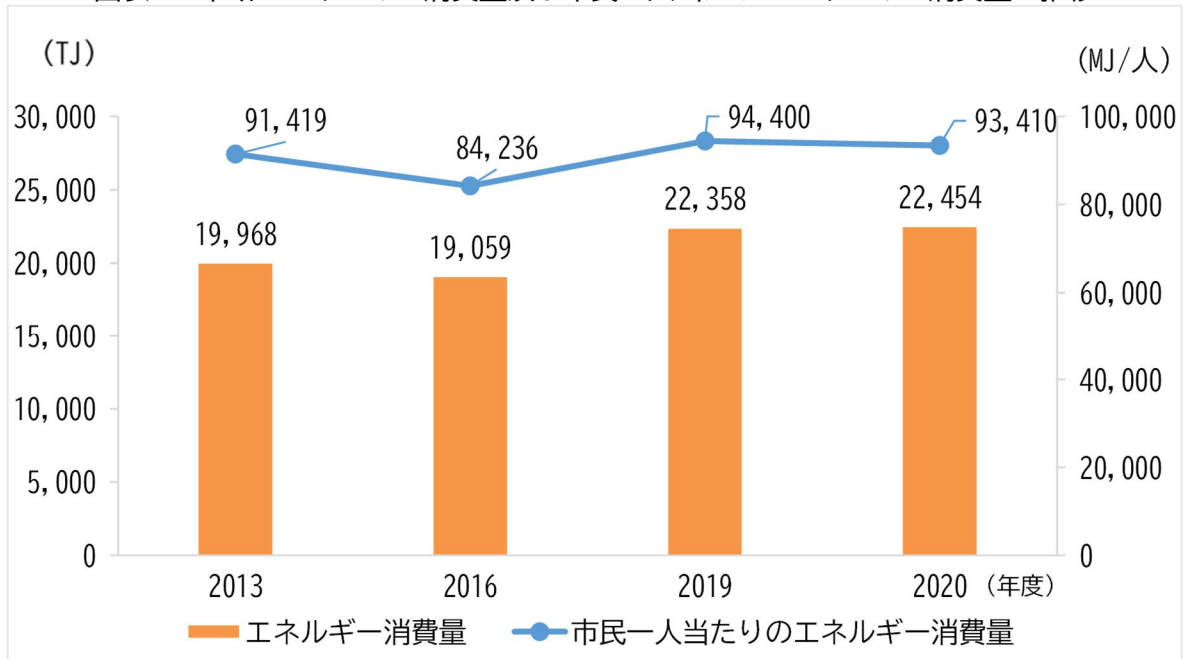
(3) エネルギー消費量

評価指標関連データ

エネルギー消費量は2020年度で22,454TJであり、2013年度(基準年度)の19,968TJより2,486TJ増加しています。エネルギー源別における消費量について、2024年度と2013年度(基準年度)では、再生可能・未活用エネルギーが619TJ、都市ガス・石油ガスが612TJ、石炭が540TJ増加しています。

市民1人あたりのエネルギー消費量は2020年度では93,410MJであり、2013年度(基準年度)の91,419MJより1,991MJ増加しています。

図表4 市域のエネルギー消費量及び市民1人当たりのエネルギー消費量の推移



図表5 エネルギー源別消費量

単位：(TJ)

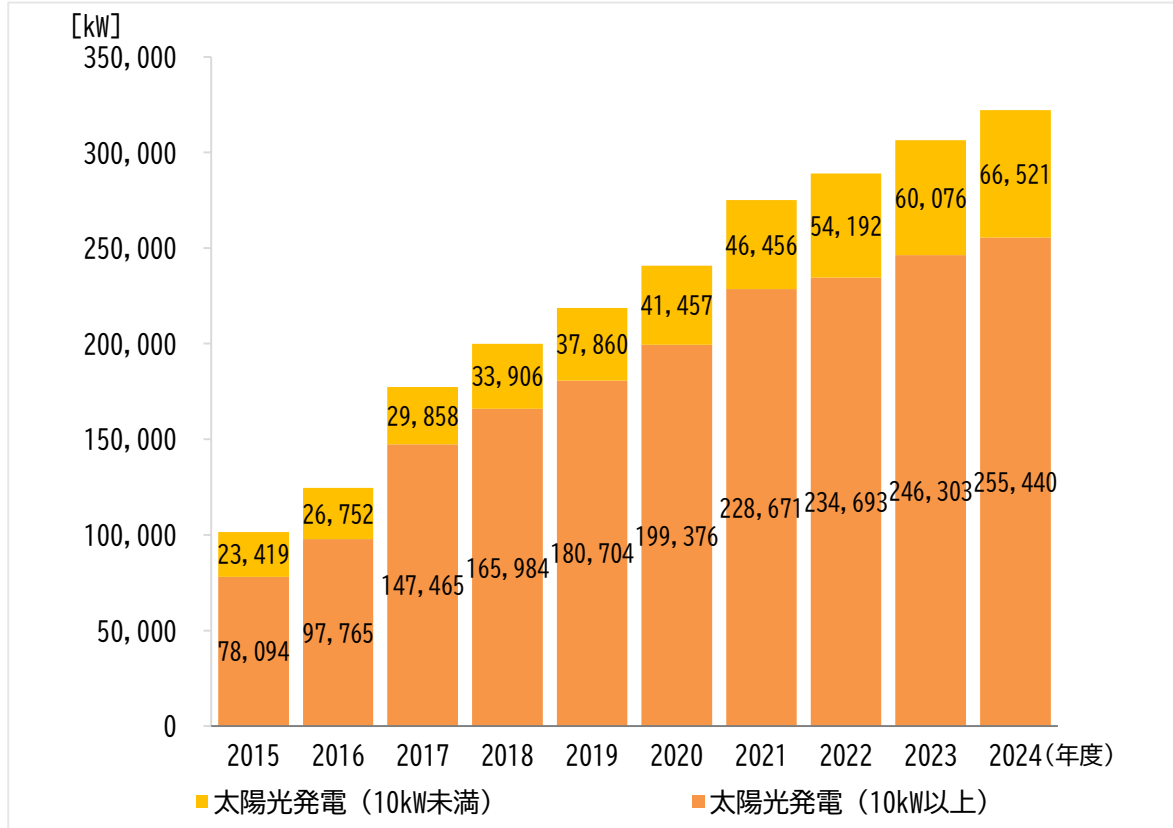
	2013年	2016年	2019年	2020年
石炭	899	1,653	1,001	1,439
石炭製品	125	278	214	232
原油	0	0	0	0
石油製品	9,473	8,516	9,987	9,300
天然ガス	73	169	161	192
都市ガス・石油ガス	2,786	2,591	3,377	3,398
再生可能・未活用エネルギー	383	638	992	1,002
事業用水力発電	0	0	0	0
原子力発電	0	0	0	0
電力	6,071	5,008	6,317	6,526
熱	158	205	309	366
合計	19,968	19,059	22,358	22,454

(4) 再生可能エネルギー導入設備容量

施策の柱1-1 関連データ

市内の太陽光発電の導入設備容量は、住宅の屋根に設置する10kW未満および遊休地などに設置する10kW以上（産業用）のいずれも増加しています。2024年度における導入設備容量の累計は、太陽光発電（10kW未満）は66,521kW、太陽光発電（10kW以上）は255,440kWとなっています。

図表6 市内の再生可能エネルギー導入設備容量の推移（累積）



(5) つくば市役所における取り組み

施策の柱 1-2 関連データ

①温室効果ガス排出量

本市の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量実績は2024年度で54,997t-CO₂であり、2013年度（基準年度）の51,566t-CO₂と比較して6.7%増加しました。部門別では、運輸部門とHFC等4ガス（フロン等）は減少していますが、業務その他部門とその他ガスは、増加しています。

図表7 つくば市役所における温室効果ガス排出量

項目		2013年度実績値 (基準年度)	2024年度 実績値	2013年度比 (%)
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		51,566	54,997	6.7%
部門別	運輸部門	739	635	-14.0%
	業務その他部門	19,916	20,890	4.9%
	その他ガス	30,905	33,466	8.3%
	HFC等4ガス（フロン類）	7	6	-13.4%

②エネルギー購入量・使用量

2024年度のつくば市役所のエネルギー購入実績について、電力購入量は36,788,423kWh、ガソリン購入量は199,380L、軽油購入量は66,905L、A重油購入量は62,430L、灯油購入量は457,556Lでした。つくば市役所のエネルギー使用量について、都市ガス使用量は1,438,053m³、プロパンガス使用量は38,824kg、熱使用量は7,086,246MJでした。2013年度（基準年度）と比較すると、電力購入量及び都市ガス使用量、熱使用量は増加しており、ガソリン購入量及び軽油購入量、A重油購入量、灯油購入量、プロパンガス使用量は減少しています。特に、空調の熱源であった電気や学校給食センターの燃料であった灯油・プロパンガスが都市ガスへ移行したことにより、都市ガス使用量が151.3%増加しています。

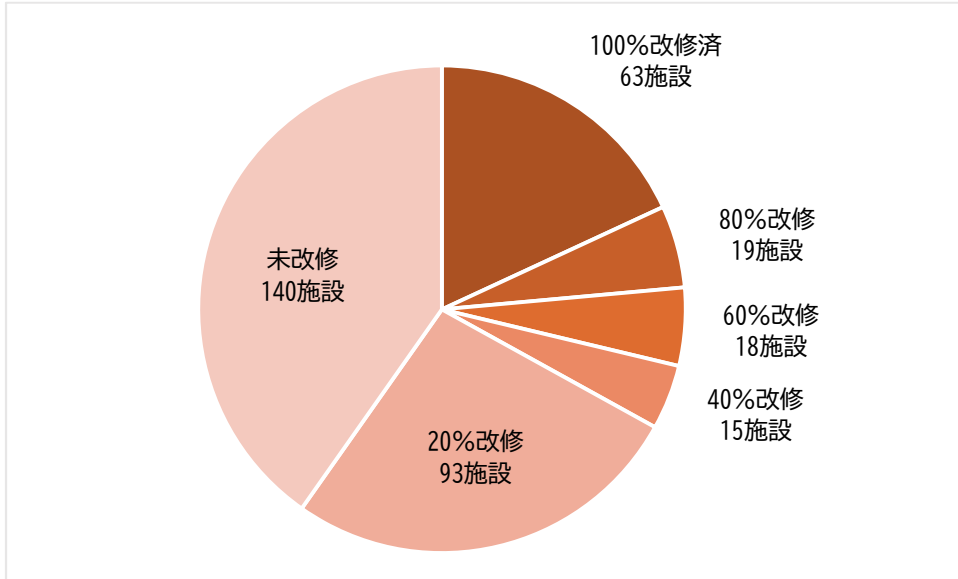
図表8 つくば市役所のエネルギー購入量・使用量

項目		2013年度実績 (基準年度)	2024年度 実績値	2013年度比 (%)
購入量	電力購入量 (kWh)	33,307,086	36,788,423	10.5%
	ガソリン購入量 (L)	216,745	199,380	-8.0%
	軽油購入量 (L)	89,696	66,905	-25.4%
	A重油購入量 (L)	162,800	62,430	-61.7%
	灯油購入量 (L)	520,477	457,556	-12.1%
使用量	都市ガス使用量 (m ³)	572,328	1,438,053	151.3%
	プロパンガス使用量 (kg)	46,957	38,824	-17.3%
	熱使用量 (MJ)	6,895,973	7,086,246	2.8%

③照明のLED化

2024年度にLED改修を実施した施設は59施設です。2024年度末時点での公共施設のLED改修状況は、100%改修済施設が63施設、80%改修が19施設、60%改修が18施設、40%改修が15施設、20%改修が93施設、未改修が140施設です。

図表9 公共施設※のLED改修状況（累計）



※現在供用中、普通財産ではない、延床面積100㎡以上、照明のある施設

④公用車の脱炭素化

2024年度、63台分の充電設備設置工事の設計を実施しました。また、2025年度入替予定の車両2台分の充電設備を設置しました。

⑤公共施設への太陽光発電設備の導入

2024年度、新たに4施設で太陽光発電設備を導入し、2024年度末時点で合計29施設（733.72kW）に導入しています。

⑥グリーン購入の推進

つくば市では、物品を調達する際、環境負荷の少ないものを選ぶ「グリーン購入」を推進しています。2024年度は、全体の52.1%の74品目において、基準適合品の調達率が95%以上となりました。

⑦環境配慮契約件数

「つくば市電力の調達に係る環境配慮契約方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）の低い小売電気事業者との契約に努めています。2024年度は、4施設群（91施設）で契約方針に基づき入札を実施し、電力供給契約を締結しました。

⑧自己託送

2022年10月から、つくばサステナスクエアのごみ焼却施設で発電した電力の一部を市内41公共施設に自己託送する事業を行っています。2024年度の自己託送量は4,498,132kWh、自己託送率は70%であり、自己託送によるCO₂排出削減量は1,939t-CO₂でした。

図表10 公共施設への自己託送量とCO₂排出削減量

	自己託送量	自己託送率	CO ₂ 排出削減量
2024年度	4,498,132kWh	70%	1,939t-CO ₂

※自己託送率=自己託送量÷電気使用量

(6) 熱中症発生状況

施策の柱 1-4 関連データ

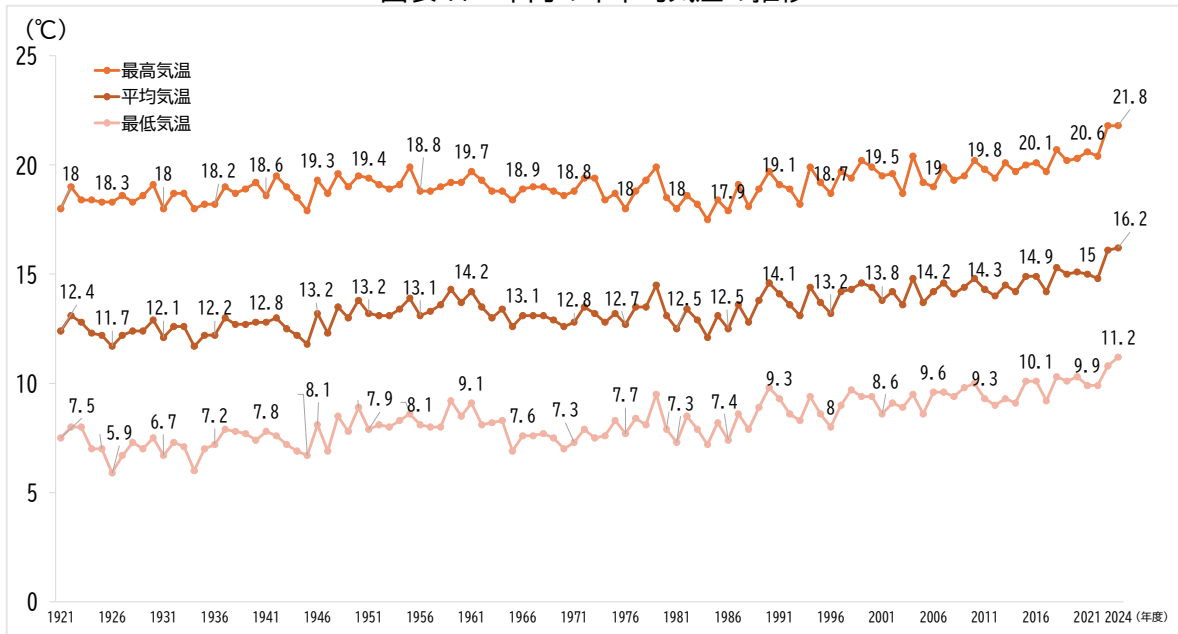
2024年度の熱中症発生状況報告件数は129件であり、2023年度から37件減少しております。傷病程度では、軽症は108件から75件に減少、中等症は55件から45件に減少している一方、重症は3件から9件に増加しています。年齢区分では、乳幼児は3件から1件に減少、少年は18件から13件に減少、成人は111件から76件に減少していますが、老人は34件から39件に増加しています。発生場所については、住居、仕事場、教育機関、公衆の場所、道路で減少しています。

(7) 平均気温および猛暑日・熱帯夜日数

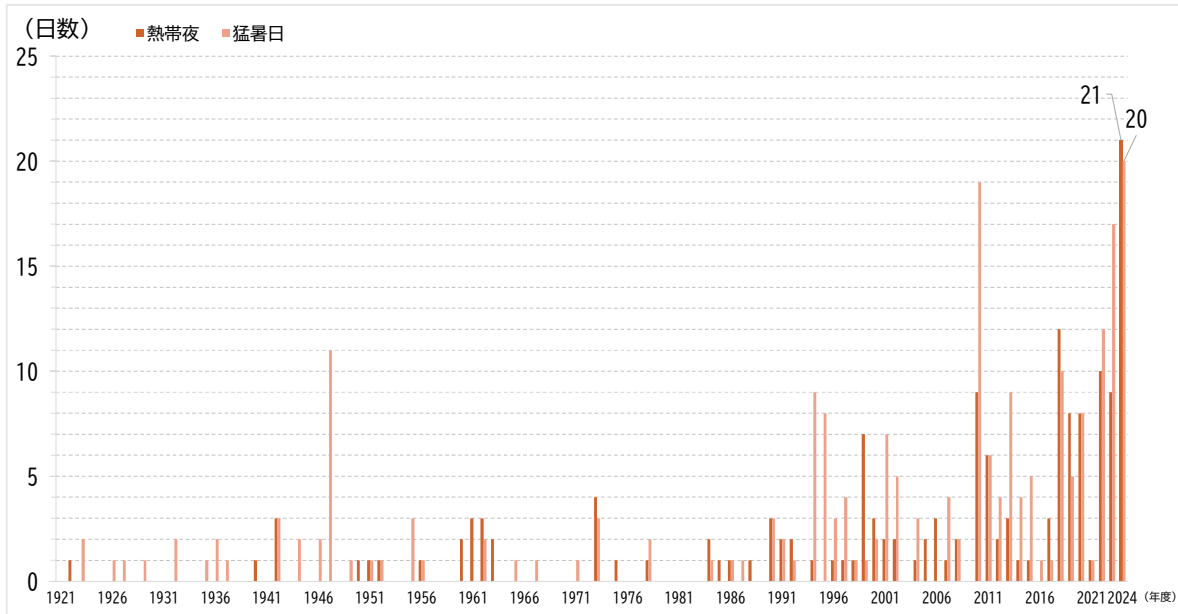
施策の柱 1-4 関連データ

近年の年平均気温は上昇傾向であり、2024年度では16.2℃を記録しました。最高気温及び最低気温も同様に上昇傾向であり、最高気温は21.8℃、最低気温は11.2℃でした。年間猛暑日・熱帯夜日数も増加傾向がみられ、2024年度に年間猛暑日数は20日、熱帯夜日数は21日を記録しました。

図表 11 市内の年平均気温の推移



図表 12 市内の年間猛暑日および熱帯夜日数



(8) クールスポット

施策の柱 1-4 関連データ

市内公共施設及び協力いただいている民間事業者等の施設に対して、本市がクーリングシェルターとして指定しています。2024年度末における本市のクーリングシェルターの設置施設数は103施設です。

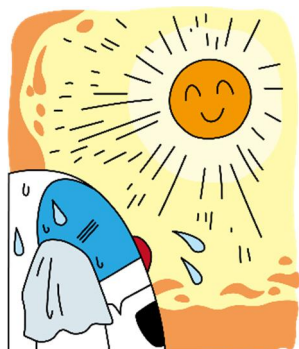
第2章

つくば市環境基本計画の取組

基本目標1 低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する



▲クーリングシェルターポスター



つくば市では、無作為に選出された市民が対話を通じて脱炭素社会の実現に向けた対策を話し合う「気候市民会議つくば 2023」を令和5年度に開催しました。幅広い年代や職業の市民が、専門家からの情報提供を受けて、全6回の議論を重ね、つくば市における気候変動対策を「提言」としてまとめました。

この提言を具体化するため、令和6年度に「ゼロカーボンで住みよいつくば市へのロードマップ～気候市民会議つくばの提言実現を目指して～」を策定しました。これは、市民から受け取った提言を2030年度までにどう実現していくか、具体的な目標と工程を定めたものです。

市民の皆さんの思いから生まれたこの計画を大切な指針として、行政・事業者・市民が一丸となって「ゼロカーボンで住みよいつくば市」の未来をかたちにしていきます。



コラム 便利なシェアサイクル「つくチャリ」

「シェアサイクル」は、専用の駐輪拠点間をどこでも自由に自転車を利用できる便利な仕組みです。自家用車から出る排気ガスの削減や道路の混雑緩和につながるため、環境にやさしい移動手段として注目されています。

つくば市においてもシェアサイクル「つくチャリ」は令和3年10月から3年間の実証事業として実施し、令和6年10月に本格運用へと移行しました。令和7年3月末時点では市内49か所にまで拡大し、月間の利用件数も4,000件を超えるなど、市民の日常的な移動手段として定着しつつあります。



▲『シェアサイクル「つくチャリ」のご案内』



▲「つくチャリ」自転車



基本目標2 豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ

概況
 つくばエクスプレス沿線をはじめ、開発に際しては貴重な植物の移植や森林の保存などが考慮されますが、それでも生態系への影響は小さくありません。
 このようなことから、森林保全を図る様々な取組を展開するとともに、森林を身近に感じ、自然の大切さを学んでもらうため、森林の資源を活用したレクリエーションや自然観察会などを実施しています。
 市内の農家数は減少傾向にあり、遊休農地の有効活用を目的とした「グリーンバンク事業」、小規模な農地であれば誰でも借りることができる「市民ファーマー制度」を運用しています。また、農地の価値保存、整備等に関する取組も行っています。

計画の成果を測る評価指標

評価指標	計画策定時	現状値	目標(2030年度)
つくば市の緑地面積 (山林原面積+農地面積+都市公園面積)	16,200ha (2018年)	15,703ha(2024年)	現状維持
生物多様性つくば戦略	—	策定(2024年度)	策定(2025年度)取組の推進

施策の柱 2-1 生き物・生態系の保全

施策	事業概要・計画	成果指標	達成状況(目標値)
森林の維持・保全	森林所有者との協定に基づく荒廃した山林の整備	森林保全協定を締結した森林面積	5.6868ha(6ha)
外来種対策の推進	外来種生息情報の収集、整理及び周知	市HPの更新内容、外来種に関する情報把握	外来種に関する情報やその防除手法について、市民及び庁内に周知・啓発(-)
生物多様性つくば戦略(仮称)の策定	生物多様性つくば戦略の策定懇話会の運営、生物多様性に関する市民アンケートの実施、戦略の策定・公表	生物多様性地域戦略の策定・公表	生物多様性つくば戦略策定会議を3回開催し、計画を策定した(-)

施策の柱 2-2 里地里山景観の保全

施策	事業概要・計画	評価指標	達成状況（目標値）
山・川などの眺望の維持	「つくば市屋外広告物条例」の適正運用、簡易除却対象広告物のパトロールと除却活動、景観形成基準（形態意匠、緑化等）との適合審査	簡易除却対象広告物確認のパトロール実施回数	33回(24回以上)
里地景観の維持	グリーンバンク事業及び市民ファーマー制度に係る農地仲介・あっせんによる農地有効利用の促進、第3次つくば市鳥獣被害防止計画に基づく有害鳥獣の捕獲	グリーンバンク事業貸借契約の成立面積 鳥獣による農作物被害金額、イノシシ、カラス及びアライグマの捕獲数	8.6ha(6.0ha) 44,162千円(7,194千円) イノシシ：433頭(370頭) カラス：312羽(350羽) アライグマ：619頭(300頭)

施策の柱 2-3 都市の緑を増やし、質を高める

施策	事業概要・計画	成果指標	達成状況（目標値）
都市公園・緑の管理	都市公園・都市緑地・その他の公園の計画的な植栽維持管理	公園植栽の維持管理	369か所の公園・緑地の維持管理を実施(364公園)
都市域の緑の確保	工場立地法に基づく企業への緑地整備指導	工場立地法が対象となる企業の敷地内緑地率	工場立地法(変更)の届出があった5件に対応。概ね20%以上達成(敷地内緑地率20%以上)
	TX沿線地区等での公園・緑地の計画的整備	新規公園面積	1.2ha(1.0ha)
	学校施設の芝生・樹木剪定等の適切な維持管理	適切な植栽配置の検討及び維持管理	樹木剪定・害虫駆除及び防虫処理・芝管理業務の委託。(－)
市民参加による緑化活動	市民が公園の「里親」となって、公園の世話(清掃・除草・花壇の手入れなど)をする「アダプト・ア・パーク事業」の実施	アダプト・ア・パーク参加団体数	51団体(52団体)
	市民協働による花壇等の維持管理、地域で活動する団体への花苗配布	花苗配布団体数	春の花苗配布176団体 秋の花苗配布174団体(155団体)
開発に伴う緑地の減少を抑制	地区計画で緑化率等の制限を定め、きめ細やかな土地利用の誘導を図る。	-	-(－)

施策の柱 2-4 自然とふれあう

施策	事業概要・計画	成果指標	達成状況（目標値）
自然体験施設の活用・運営	宿泊型体験施設を活用した収穫体験などの体験型余暇活動の実施	体験事業実施回数及び参加者数	筑波ふれあいの里 287名（80名） 豊里ゆかりの森 55回 756名（40回、500名）
	森林ボランティアとの協働による森林保全管理、高崎自然の森の自然環境を活用した自然環境教育や森林体験、収穫体験イベントの実施	体験イベント参加者数	ボランティア活動 92名、里山体験事業 45名、ブルーベリー摘み取り体験事業 247名（500名）
里山や水辺の活用	市民及び環境スタイルサポーターズ会員向け自然環境教育事業の実施	自然環境教育事業の参加者数	117名(100名)
筑波山地域ジオパークの活用	ジオガイドや研究者等による出前授業や学生を対象とした支援プログラムの実施、ジオツアーの開催	教職員のための郷土学習指導者講座、新規ジオツアーのガイド講習実施	出前授業 42回、 教職員向け講座 2回、 教務員による研修会 2回 ジオガイドを対象としたスキルアップ講座 8回実施（-）
グリーンツーリズムの推進	栽培作業に関わりながら生産物が提供される農産物オーナー制度や農業体験イベント、農作業のボランティアを行う農業サポーター制度等の実施	農産物オーナー制・農業体験イベントの参加者数	566名(600名)

第2章

つくば市環境基本計画の取組

基本目標2

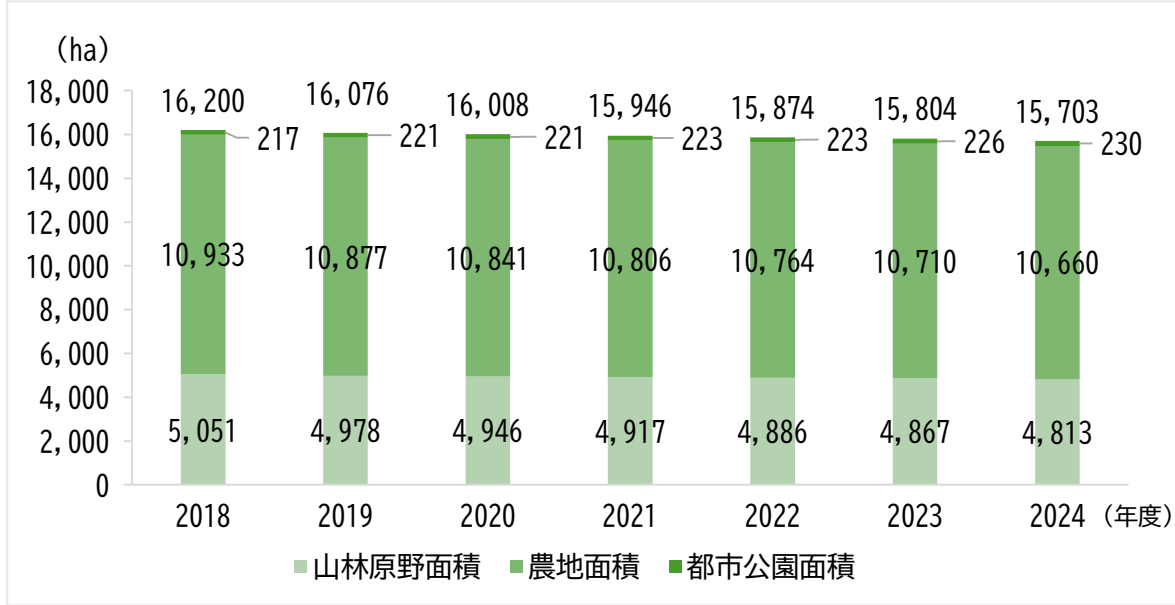
豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ

(1) 緑地面積

評価指標関連データ

2024年度の緑地面積は15,703haであり、2018年度（基準年度）からは減少しているものの、概ね維持しています。山林・原野および農地の面積は緩やかな減少傾向にある一方、都市公園の面積は概ね横ばいで推移しており、都市化の進展の中で緑地の維持・確保が課題となっています。

図表13 つくば市の緑地面積の推移

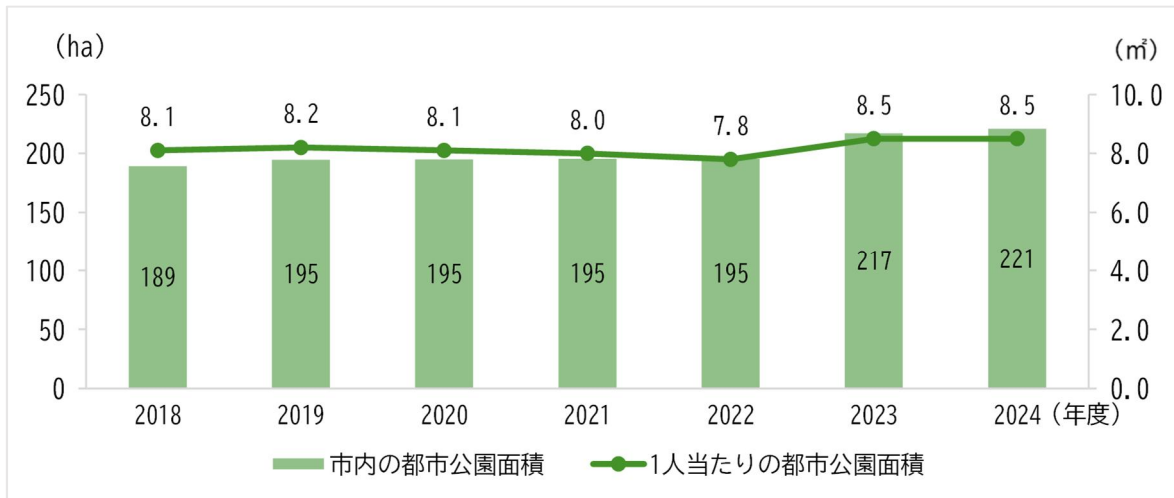


(2) 公園面積 (※県営公園を除く)

評価指標関連データ

市内の都市公園面積は、2018年度以降概ね増加傾向にあり、2024年度には221haと増加しました。市民1人当たりの都市公園面積は、人口動向の影響を受けながらも一定の水準を維持しています。

図表14 都市公園面積及び市民1人当たりの都市公園面積の推移

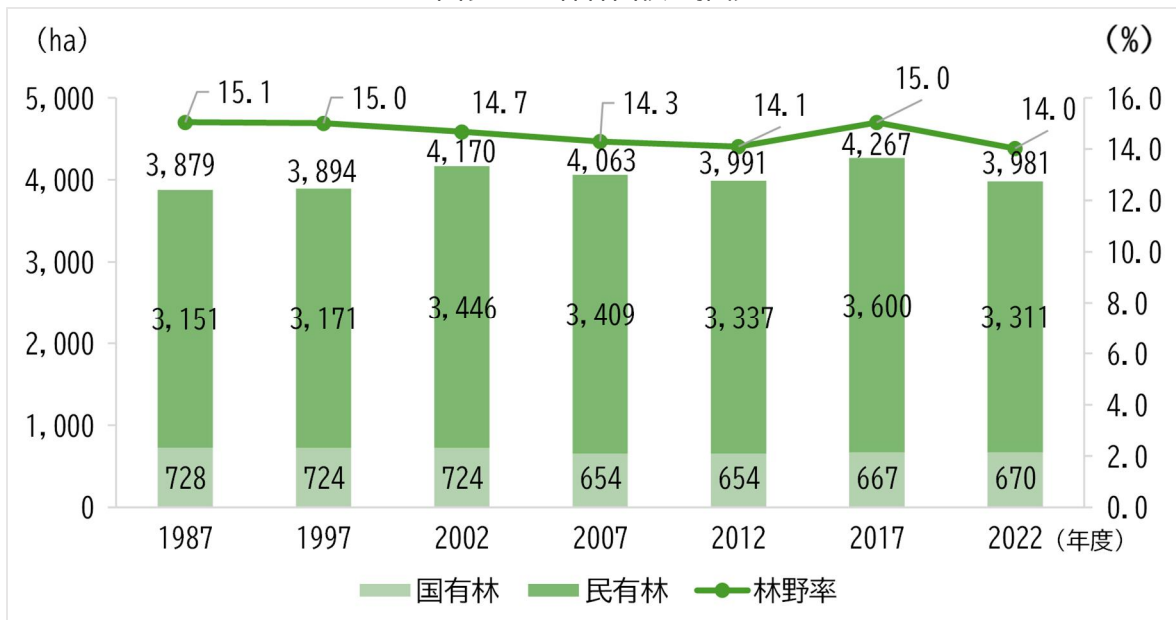


(3) 森林面積

評価指標関連データ

本市の森林面積は2022年で3,981haであり、市全体の面積のうち、森林が占める割合は約14.0%となっています。国有林は概ね横ばいで民有林は増減を繰り返し、全体の林野率は15%前後で推移しつつ、近年はやや低下傾向です。民有林のうち、市が管理する森林は、筑波山市有林約40ha、高崎自然の森約17haです。

図表15 森林面積の推移



(4) 自然共生サイトの認定

評価指標関連データ

本市では、2023年以降、市内の民間研究施設敷地や企業緑地、保育施設、公園等において自然共生サイトの認定が進んでおり、2024年度前期時点で5か所（合計約18ha）が自然共生の場として位置づけられています。

図表16 自然共生サイトの認定箇所数

認定時期	サイト名	申請者	面積 (ha)
2023 年前期	つくば生きもの緑地 in 国立環境研究所	国立研究開発法人 国立環境研究所	5.10
2023 年前期	つくばこどもの森保育園	社会福祉法人花畑福祉会 つくばこどもの森保育園	0.22
2023 年前期	戸田建設 筑波技術研究所	戸田建設株式会社	0.50
2023 年後期	応用地質株式会社 つくばオフィス内緑地	応用地質株式会社	2.40
2024 年前期	つくば万博の森	公益財団法人 森林文化協会	9.87

コラム 生物多様性つくば戦略を策定－ネイチャーポジティブの実現を目指して

令和7年度から10年間を期間とする「生物多様性つくば戦略」は、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復の軌道に乗せていく「ネイチャーポジティブ（自然再興）」という考え方を、これからの街づくりの大きな目標として掲げています。

これまでの自然保護は、減少を止める「維持」が中心でしたが、これからは一歩進んで、失われた自然を積極的に「回復」させていくことが求められています。本市においても、筑波山の森林から身近な里山、都市の緑地まで、地域全体で生きものの生息環境を豊かにしていく取り組みを進めます。

戦略の推進にあたっては、策定にあたり実施した調査において市内で確認された約3,500種の動植物のうち、63種を「つくば市で大切にしたい生きもの」として「つくば市で守りたい種」「モニタリング指標種」「つくば市民に身近な種」の3つに分けて選定しました。こうした生きものたちが、将来にわたって保全され、市民に親しまれるよう、行政・市民・事業者が一丸となって、自然と共生する「つくば」の未来を共につくり上げていきましょう。



▲オオタカ



▲キンラン

(5) 市内の絶滅危惧種

施策の柱 2-1 関連データ

つくば市の現在の生物多様性の状況を把握するため、2023年春から2024年春にかけて、つくば市生物多様性調査を実施しました。

つくば市内では合計183種の希少種が確認されました。天然記念物としてマルバクス（植物）、ホシザキユキノシタ（植物）、シラコバト（鳥類）の3種、国内希少野生動植物種としてハヤブサ（鳥類）とツクバハコネサンショウウオ（両生類）の2種が確認されています。環境省レッドリスト2020（RL）掲載種は74種、茨城県レッドデータブック（RDB）掲載種は167種が確認されています。なお、環境省レッドリストとして、2025年3月に「第5次レッドリスト（植物・菌類）」が公表されています。

今回の調査により、つくば市内でこれまで確認されていなかったキタミソウ（植物）（環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類、茨城県レッドデータブックで絶滅危惧ⅠB類に指定）が初確認されたほか、近年では茨城県内では確認例数が少なく絶滅が心配されているアオハリアオゴミムシ（昆虫類）（環境省レッドリスト及び茨城県レッドデータブックで絶滅危惧ⅠA類に指定）も確認されました。

図表 17 希少種の状況

単位：種

分類群	希少種				
	天然記念物 *1	種の保存法 *2	茨城県 RL*3	茨城県 RDB*4, 5	合計 *6
植物 (維管束植物)	2	0	34	104	105
哺乳類	0	0	1	6	6
鳥類	1	1	17	22	26
爬虫類	0	0	1	4	4
両生類	0	1	2	5	5
昆虫類	0	0	19	26	37
合計	3	2	74	167	183

*1 「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)により定められた種(特別天然記念物、天然記念物)

*2 「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」(平成4年 法律第75号)の国内希少野生動植物種

*3 「環境省レッドリスト2020」(令和2年、環境省)の記載種

*4 「茨城県における絶滅のおそれのある野生生物 植物編 2012年改訂版(茨城県版レッドデータブック)」(平成25年、茨城県)の記載種

*5 「茨城県における絶滅のおそれのある野生生物 動物編 2016年改訂版(茨城県版レッドデータブック)」(平成28年、茨城県)の記載種

*6 重複を除く

(6) 市内の外来種侵入状況

施策の柱 2-1 関連データ

つくば市の現在の生物多様性の状況を把握するため、2023年春から2024年春にかけて、つくば市生物多様性調査を実施しました。

外来種とは、人為によって国内外問わず本来の生息地から、元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物のことです。つくば市においても、多くの外来種が侵入し、合計245種が確認されています。

図表 18 外来種侵入状況

分類群	外来種			
	特定外来生物 *1	生態系被害防止外来種 *2	茨城県外来種リスト *3	合計 *4
植物 (維管束植物) *5	3	61	204	204
哺乳類	1	5	4	5
鳥類	2	3	6	6
爬虫類	1	1	3	3
両生類	1	2	2	2
昆虫類	3	2	25	25
合計	11	74	244	245

*1 「外来生物法」(平成16年法律第78号)により定められた種(特定外来生物(条件付特定外来生物を含む))

*2 「生態系被害防止外来種リスト」に記載された外来種

*3 「茨城県の外来種データブック 2023年版」(令和5年、茨城県)の記載種

*4 重複を除く

*5 栽培種を除く

コラム 「特定外来生物」の侵入状況

「特定外来生物」とは、もともと日本にいなかった外来種のうち、地域の生態系や人の生命、農林水産業に大きな被害を及ぼす恐れがあるものとして、国が法律で指定した生き物です。これらは生きたまま持ち運ぶことや飼育、野外へ放つことが厳しく禁じられており、つくば市においても多くの種が確認され、身近な自然環境を脅かす要因となっています。

哺乳類では、繁殖力が強く農作物や家屋に被害を与えるアライグマが代表的ですが、鳥類でも、美しい声で鳴くソウシチヨウがウグイスなどの在来種の営巣場所を奪うといった問題が起きています。また、昆虫では、サクラやウメの木を食い荒らして枯死させるクビアカツヤカミキリや、ヤナギやカツラの木を食べるツヤハダゴマダラカミキリの被害が市内の貴重な景観への脅威となっており、植物においても、道端に鮮やかな黄色の花を咲かせるオオキンケイギクが、その強靱な生命力で日本の野草の居場所を奪っています。

一度定着してしまった外来種を取り除くには多大な労力が必要となるため、「入れない・捨てない・広げない」という原則を一人ひとりが意識し、つくばの豊かな自然を次世代へ引き継いでいくことが重要です。



▲ツヤハダゴマダラカミキリ

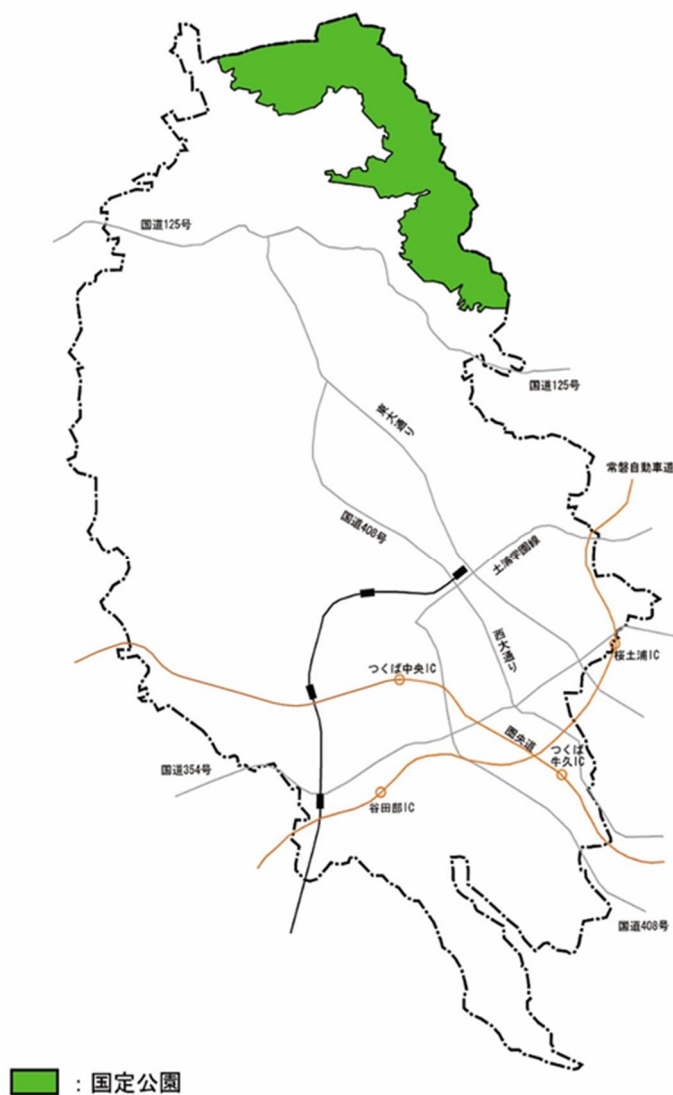


▲オオキンケイギク

コラム 水郷筑波国定公園

つくば市には、「自然公園法」に基づき国が指定する「国定公園」の一部が含まれています。本市のシンボルである筑波山をはじめ、宝篋山や近隣市の山々からなる「筑波山塊」は、優れた自然景観を有する「水郷筑波国定公園（筑波地区）」として大切に保護されています。このエリアは、本市のほかに土浦市や桜川市など周辺自治体にまたがっており、特に筑波山の山頂付近などは、自然環境を維持するための厳しい規制が設けられた特別な地域に指定されています。

そのため、工作物の新築や木竹の伐採、土石の採取などを行う際には、原則として知事の許可が必要です。無許可の行為には罰則も設けられています。こうした保護の枠組みにより、つくばの自然は守られています。



▲ 国定公園の位置

基本目標3 資源を賢く使う循環型社会に近づく

概況

生活系ごみは市内 7,322 か所（令和7年3月31日時点）の集積所からつくばサステナスクエアへ搬入され、焼却、破碎、有価物回収などの中間処理が行われます。その後、残った焼却灰等を市外の民間最終処分場で処分します。この最終処分場の使用期間を長くすることを目的に、焼却灰を路盤材等にリサイクルする事業に取り組んでいます。

また、ごみの排出量は横ばいで推移している状況ではありますが、ごみの排出量抑制・減量化をより一層進めて行くために、つくばサステナスクエアを拠点として、資源循環を推進し、持続可能なまちづくりを進めています。

※つくばサステナスクエアとは、つくば市クリーンセンター（ごみ焼却施設）、つくば市リサイクルセンター、資源化施設、し尿処理施設の4つのごみ処理施設の名称です。

計画の成果を測る評価指標

評価指標	計画策定時	現状値	目標(2029年度)
市民1人当たりの生活系ごみ排出量	695g/人・日(2018年度)	605g/人・日(2024年度)	648g/人・日
市民1人当たりの事業系ごみ排出量	427g/人・日(2018年度)	398g/人・日(2024年度)	393g/人・日
リサイクル率	20.0%(2018年度)	26.5%(2024年度)	25.0%

施策の柱3-1 3Rの推進

施策	事業概要・計画	成果指標	達成状況(目標値)
循環型社会形成に係る普及啓発	資源物集団回収及び生ごみ処理器等購入の推進。子ども向けの3Rの促進・啓発	資源物集団回収団体数	95団体(110団体)
		3Rニュース発行回数	6回(6回)
		生ごみ処理容器等補助金申請者数	197件(350件)
		牛乳パック回収量	1,410kg(2,500kg)
市民によるリデュース・リユース・リサイクルの促進	市HPや「環境スタイルサポーターズ」向けメール配信等を通じた、リユース食器の活用やごみの減量・分別の徹底に向けた啓発情報の定期的な発信	市HP及びサポーターズメールの掲載回数	サポーターズメールを9回配信(5回)
事業者によるごみ減量化の促進	事業系ごみの業種別排出状況の把握。多量排出事業者への一般廃棄物減量化等計画書提出の要請。飲食店等の食品ロス削減の推進	搬入検査の実施件数(事業系)	24件(30件)
		一般廃棄物減量化等計画書提出件数	139件(100件)

施策	事業概要・計画	成果指標	達成状況（目標値）
資源の有効活用を推進	回収した家庭用廃食用油によるBDFの精製、公用車（つくばサステナスクエア内の作業車両等）での活用	啓発パンフレットの配布数	720部（3,500部）
		いばらき食べきり協力店への登録数	41件（110件）
		家庭用廃食用油回収量	12,306L（10,000L）

施策の柱3-2 廃棄物の適正処理

施策	事業概要・計画	成果指標	達成状況（目標値）	
一般廃棄物の適正な処理	廃棄物処理の適正管理、サステナスクエアの維持管理	—	追跡調査により焼却灰及び不燃物残渣が適切に運搬・処分されていることを確認（-）	
		粗大ごみの戸別収集実施、家庭ごみの出し方カレンダー配布及びごみ分別アプリの周知	粗大ごみ収集予約件数	13,976件（12,000件）
			ごみ分別アプリのダウンロード数（年間）	7,785件（8,000件）
産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発	県による市内産業廃棄物処理施設等の立入調査、不適正管理案件の調査・指導協力、排出事業者に対する産業廃棄物と一般廃棄物の分別を促すポスター配布及び訪問による啓発	産業廃棄物処理施設等の立入検査	立入検査1件（5件）	
		排出事業者への訪問件数	49件（30件）	

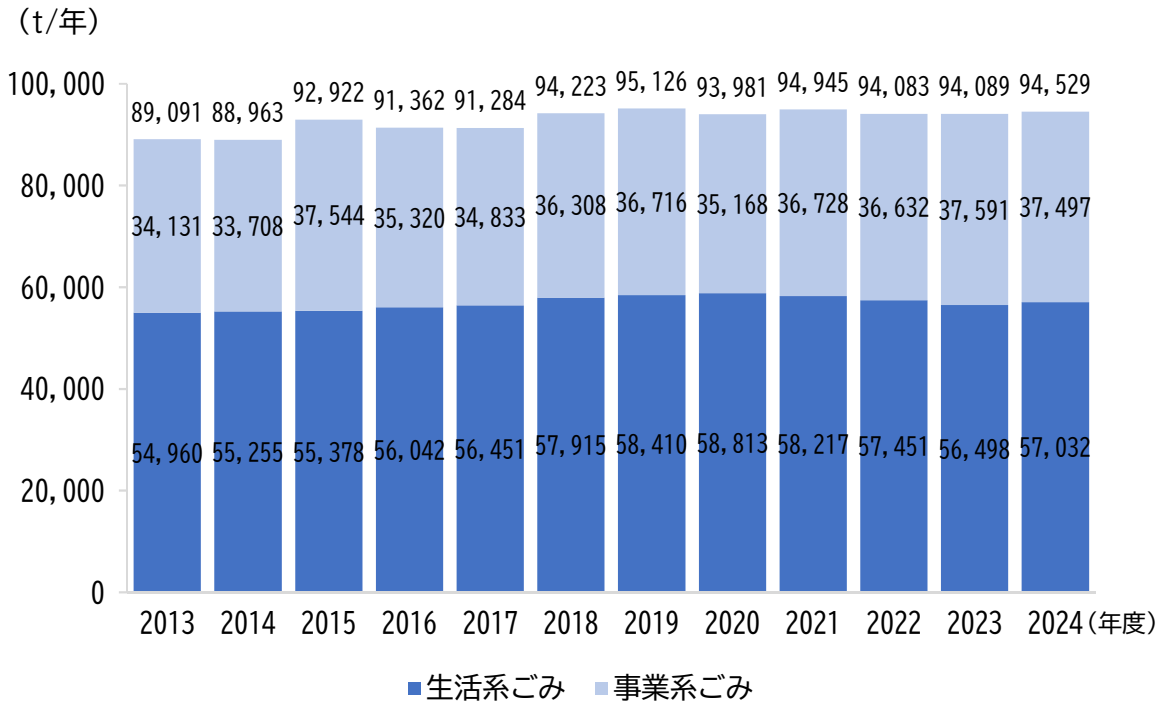
(1) ごみ排出量

評価指標関連データ

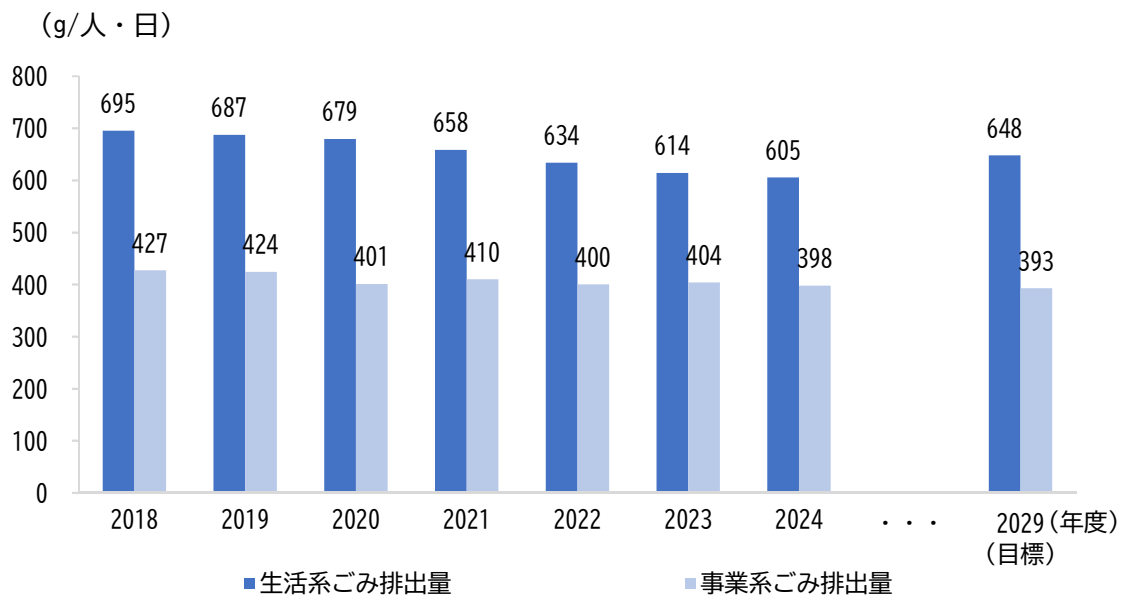
2024年度のごみ排出量は94,529t/年であり、2013年度（基準年度）から5,438t/年増加しています。部門別では、生活系ごみ排出量は2024年度で57,032t/年であり、2013年度（基準年度）から2,072t/年増加していますが、2021年度をピークに減少傾向にあります。事業系ごみ排出量は2024年度で37,497t/年であり、2013年度（基準年度）から3,366t/年増加しています。

2024年度の市民1人一日当たりの生活系ごみ排出量は605g/人・日、事業系ごみ排出量は398g/人・日でした。2018年度（基準年度）と比較して、いずれも減少しています。

図表19 ごみ排出量等の推移



図表20 市民1人1日当たりの生活系ごみ排出量および事業系ごみ排出量

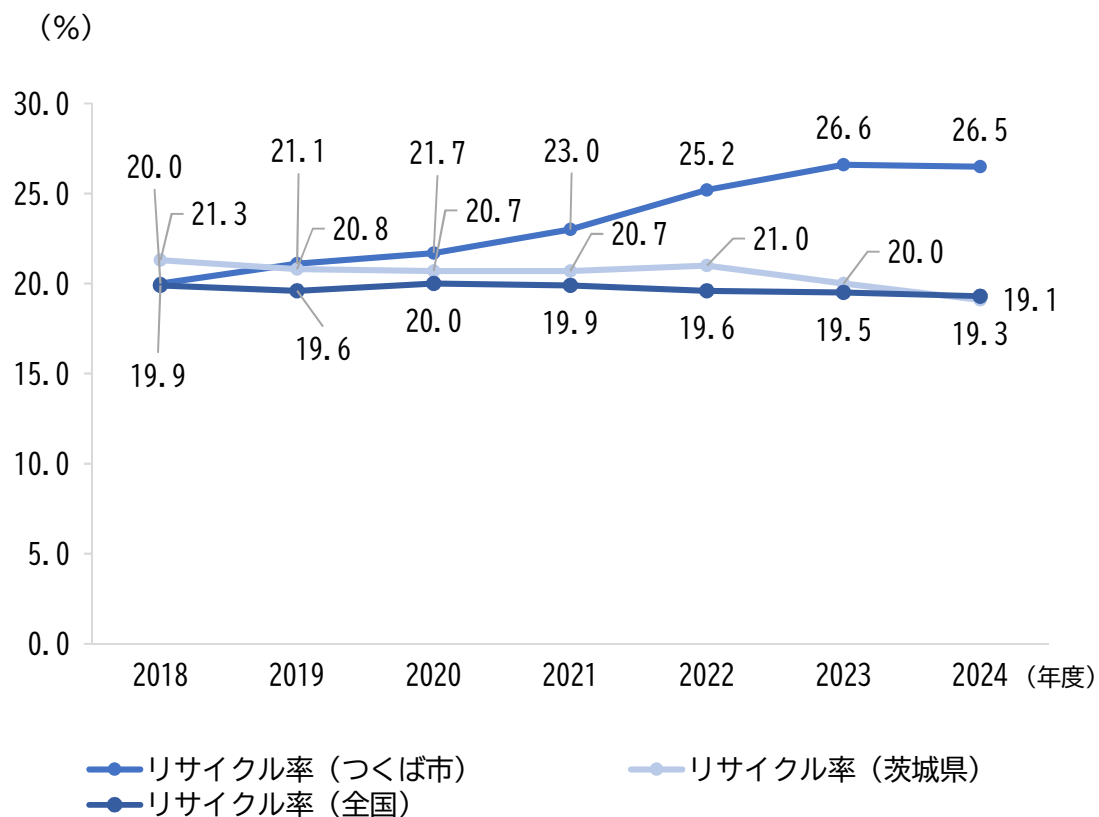


(2) リサイクル率

評価指標関連データ

本市のリサイクル率は上昇傾向にあり、2024年度は26.5%でした。2018年（基準年度）と比較すると、6.5ポイント増加しており、目標値を超えています。また、近年は県平均や全国平均を上回って推移しています。

図表 21 リサイクル率の推移

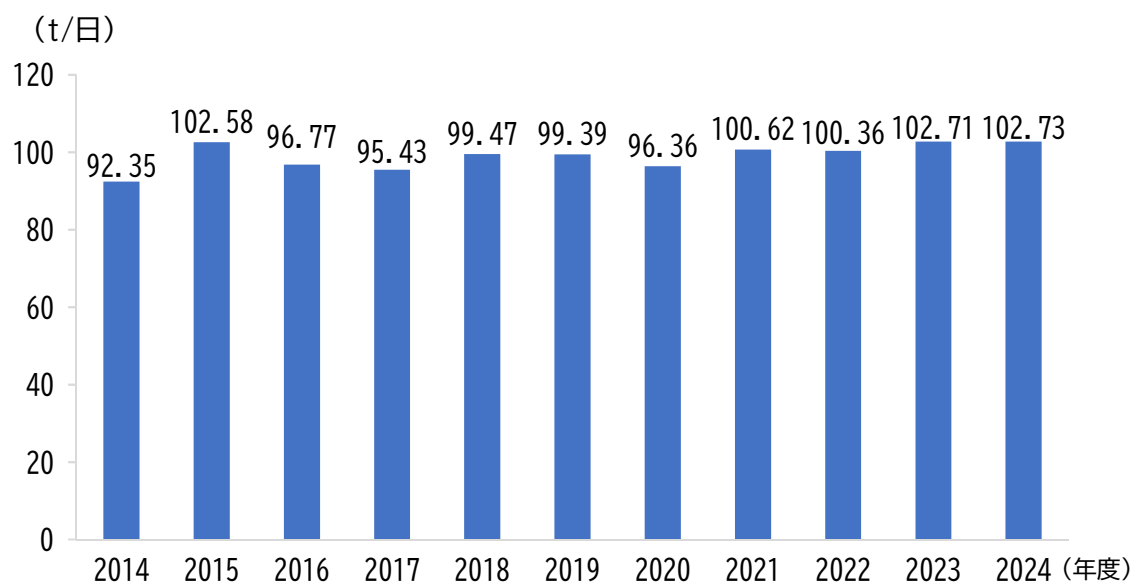


(3) 事業系ごみ排出量

施策の柱 3-1 関連データ

1日あたりの事業系ごみ排出量は2024年度で102.73t/日であり、2014年度から10.38t/日増加しています。燃やせるごみは減少しており、資源ごみ、事業者による直接資源化は増加しています。

図表 22 1日あたりの事業系ごみ排出量の推移



図表 23 1日あたりの事業系ごみ排出量の内訳

単位：(t/日)

年度	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	事業者直接資源化	総計
2014	66.98	1.47	0.99	0.24	22.68	92.35
2015	69.32	1.45	1.02	0.21	30.58	102.58
2016	66.7	1.3	0.58	0.19	28	96.77
2017	65.3	1.55	0.44	0.21	27.92	95.43
2018	63.65	1.63	0.41	0.19	33.59	99.47
2019	65.49	1.52	0.41	0.23	31.75	99.39
2020	61.8	1.48	0.33	0.23	32.52	96.36
2021	62.28	1.57	0.38	0.75	35.65	100.62
2022	61.62	1.62	0.29	0.62	36.21	100.36
2023	60.44	1.55	0.25	0.58	39.89	102.71
2024	60.4	1.61	0.22	0.69	39.81	102.73

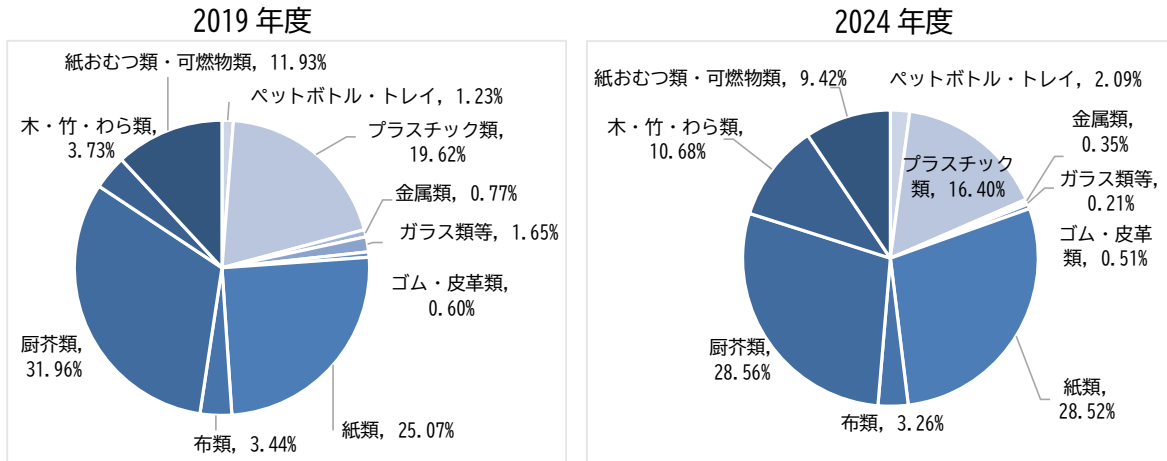
(4) 燃やせるごみの組成

施策の柱 3-1 関連データ

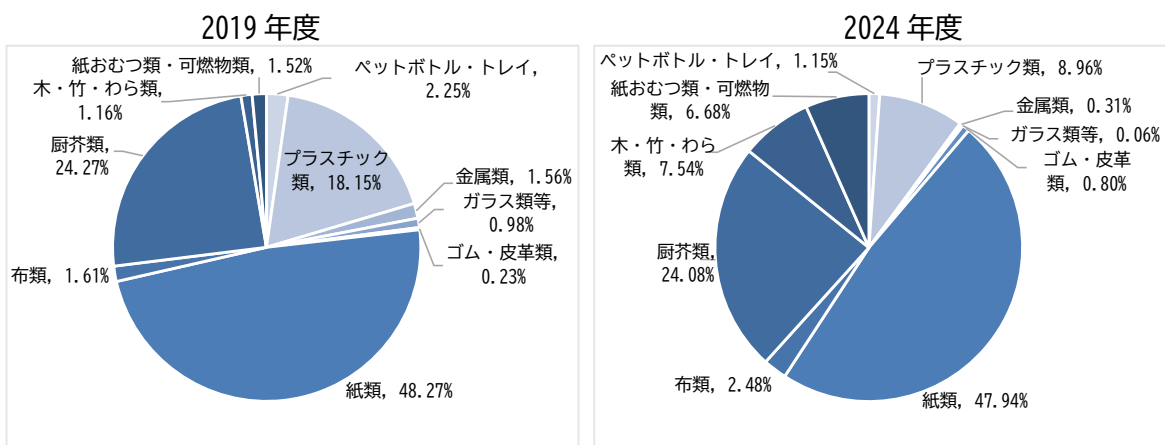
生活系燃やせるごみの組成比率について、2024年度は「ペットボトル・トレイ」2.09%、「プラスチック類」16.40%、「金属類」0.35%、「ガラス類等」0.21%、「ゴム・皮革類」0.51%、「紙類」28.52%、「布類」3.26%、「厨芥類」28.56%、「木・竹・わら類」10.68%、「紙おむつ類・可燃物類」9.42%でした。2019年度の生活系燃やせるごみの組成比率と比較して、「ペットボトル・トレイ」及び「紙類」、「木・竹・わら類」の割合が増加し、「プラスチック類」及び「金属類」、「ガラス類等」、「ゴム・皮革類」、「布類」、「厨芥類」、「紙おむつ類・可燃物類」の割合が減少しました。

事業系燃やせるごみの組成比率について、2024年度は「ペットボトル・トレイ」1.15%、「プラスチック類」8.96%、「金属類」0.31%、「ガラス類等」0.06%、「ゴム・皮革類」0.80%、「紙類」47.94%、「布類」2.48%、「厨芥類」24.08%、「木・竹・わら類」7.54%、「紙おむつ類・可燃物類」6.68%でした。事業系燃やせるごみの組成比率は2024年度と2019年度と同様に、「紙類」及び「厨芥類」の割合が多く、これらで全体の約4分の3を占めています。

図表 24 生活系燃やせるごみの組成比率



図表 25 事業系燃やせるごみの組成比率



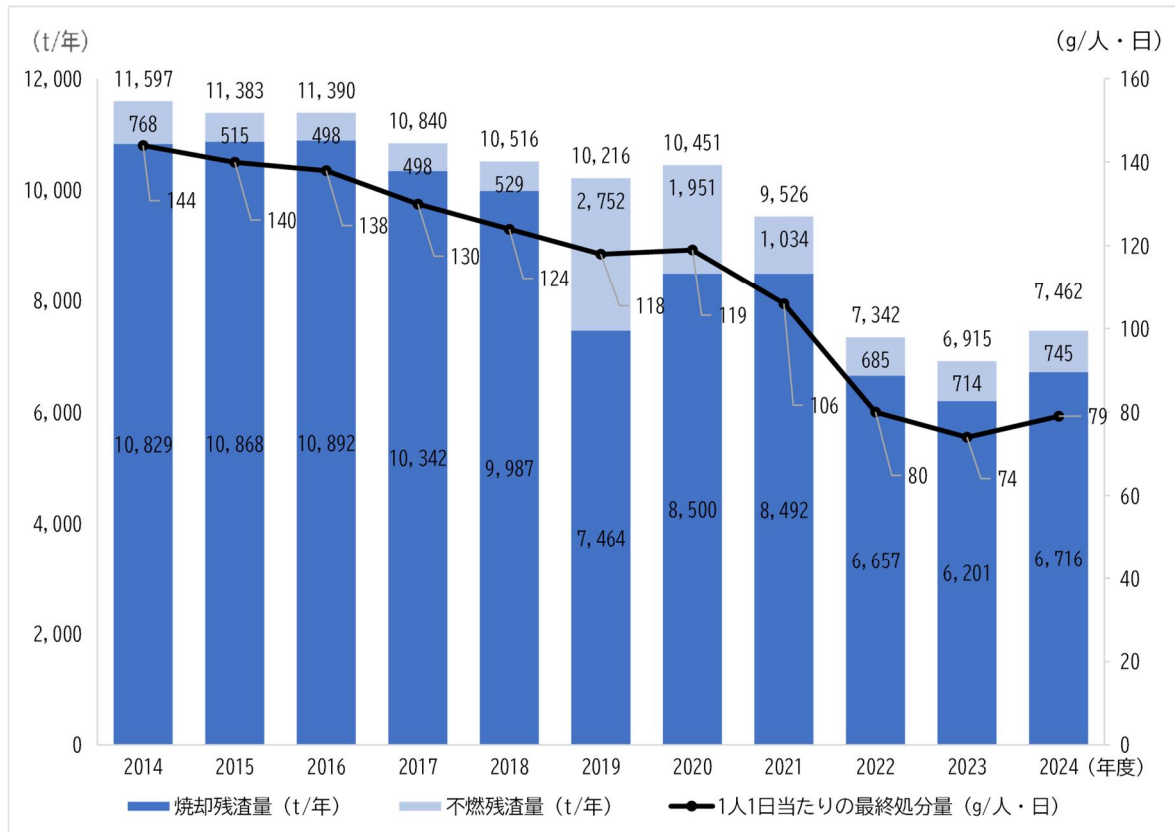
※5年に1度調査

(5) 最終処分量

施策の柱 3-2 関連データ

年間最終処分量は 2024 年度で 7,462t/年であり、2014 年度から 4,135t/年減少しています。市民 1 人 1 日当たりの最終処分量は 2024 年度で 79g/人・日であり、2014 年度から 65g/人・日減少しており、約半分の量となっています。

図表 26 年間最終処分量および市民 1 人 1 日当たりの最終処分量の推移

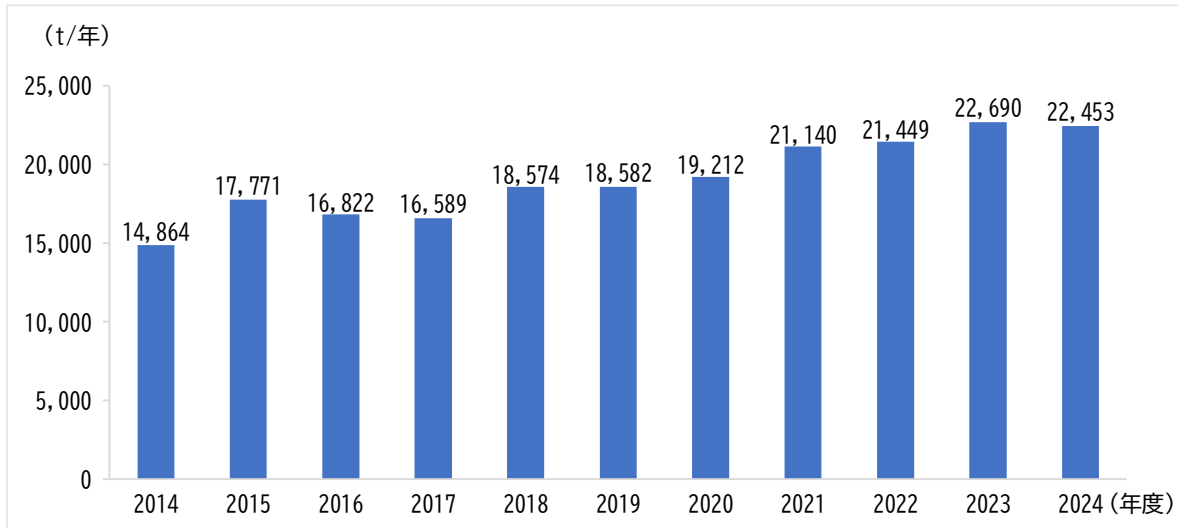


(6) 資源ごみの排出量と集団回収量

施策の柱 3-1 関連データ

資源ごみの排出量と集団回収量は 2024 年度で 22,453t/年であり、2014 年度から 7,589t/年増加しています。資源ごみのうち、かん及びびんは減少していますが、ペットボトル及び古紙・古布、プラスチック製容器包装は増加しています。また本市では、古紙や古布など資源となるものは、従来から行われている地域の集団回収を活用し、確実に正規のリサイクルルートに乗るように住民への啓発を行っています。

図表 27 資源ごみの排出量及び集団回収量の総量の推移



図表 28 資源ごみの排出量及び集団回収量

年度	かん	びん	ペット ボトル	古紙・古布	プラスチック製 容器包装	その他	集団回収	合計
2014	964	1,685	818	10,013	0	56	1,328	14,864
2015	991	1,714	813	12,853	0	55	1,345	17,771
2016	953	1,653	670	12,119	0	53	1,374	16,822
2017	911	1,658	671	12,024	0	55	1,270	16,589
2018	881	1,579	864	14,006	0	59	1,185	18,574
2019	950	1,576	768	13,576	525	59	1,128	18,582
2020	895	1,634	731	14,516	649	66	721	19,212
2021	918	1,605	810	16,228	761	69	749	21,140
2022	889	1,619	859	16,390	922	68	702	21,449
2023	794	1,555	948	17,622	1,029	62	680	22,690
2024	794	1,512	1,022	17,412	1,050	66	597	22,453

※2019 年度から、プラスチック容器包装の収集が開始されました。

※2021 年度から「資源物（混在）」として排出されたごみを「その他」として集計しました。

(7) ごみ・資源の処理にかかる経費

施策の柱 3-2 関連データ

2024年度のごみ・資源の処理にかかる経費の総額は2,915,426千円でした（ごみ+し尿）。市民1人当たりのごみ・資源の処理にかかる経費は11.3千円でした。

(8) 不法投棄の件数と処理状況

施策の柱 3-2 関連データ

2024年度中に、通報やパトロールにより市で回収した不法投棄の件数は190件でした。市が回収した不法投棄物は、適正な施設に搬入し処理しています。なお、私有地への不法投棄の場合、投棄した本人や土地の所有者等に適正に処理するよう指導しています。

(9) し尿処理状況

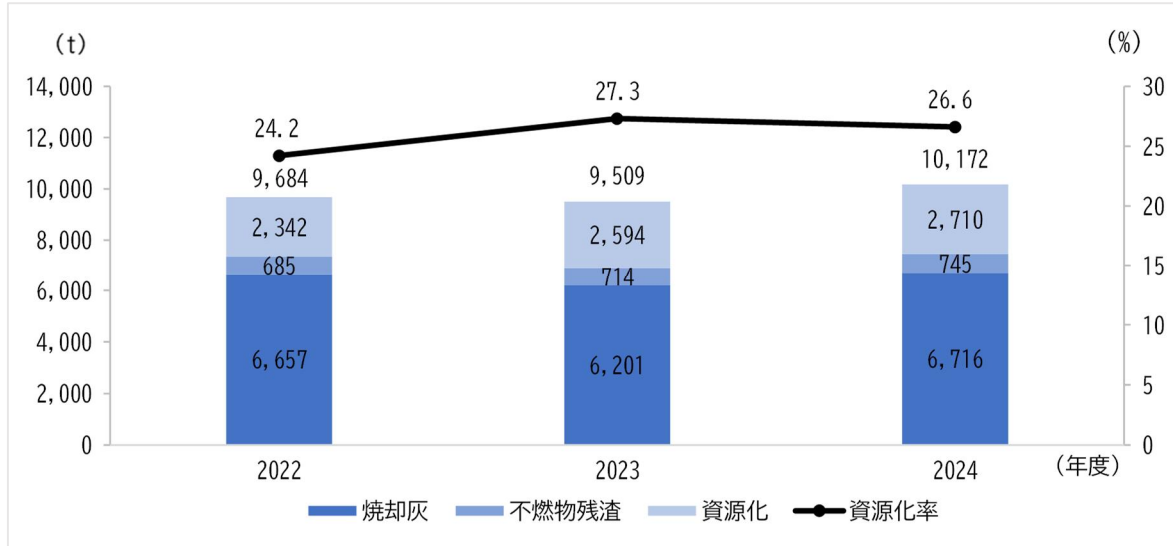
市内の一般家庭及び事業所から排出される生し尿や浄化槽汚泥は、「つくば市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市の許可業者が収集運搬し、2か所のし尿処理施設で処理しています。処理量の推移としては、生し尿は2017年度以降増減を繰り返しながら推移しており、浄化槽汚泥は減少傾向にあります。2024年の処理量は、生し尿が1,579kℓ、浄化槽汚泥が17,667kℓでした。

(10) 焼却残渣（灰）・不燃残渣の発生量と再資源化量

施策の柱 3-2 関連データ

残渣最終処分量（埋め立て）をした量は、灰の資源化を推進することで2024年度では約7,000tとなっています。焼却残渣（灰）とは、可燃性ごみを焼却した際に燃え残った灰で、セメント原料化したり、道路用資材や人工砂等として活用されています。

図表 29 残渣最終処分量の推移（2022年度～2024年度）



(11) ごみに含まれる有価物

施策の柱 3-2 関連データ

2024年度のごみに含まれる有価物の回収量は5,203,330kg、売却額は189,933千円であり、2023年度から回収量は275,190kg、売却額は35,019千円増加しています。

回収実績のうち、有価物の搬出量が最も多いダンボールは合計搬出量の約20%を占めており、売却額が最も高いアルミカンプレスは合計売却額の約42%を占めています。

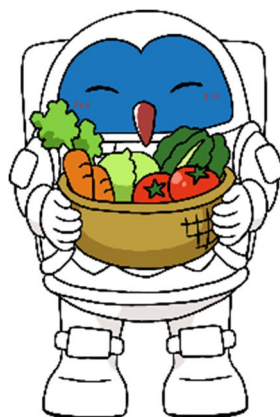
図表 30 2024年度有価物回収実績（搬出量・売却額）

	搬出量 (kg)	売却額 (千円)
1 有価物売却		
アルミカンプレス	297,150	86,754
その他金属廃材鉄	0	0
スチールカンプレス	167,770	8,632
鉄千地	165,700	1,647
鉄千地（鉛バッテリー（産業用））	640	260
鉄千地（鉛バッテリー（自動車用））	260	27
鉄シュレッダー	0	0
ペットボトル（臨時）	392,370	13,057
ペットボトル（協定）	151,460	12,478
金属プレス品（破碎鉄）	764,030	6,406
金属プレス品（破碎アルミ）	97,750	1,075
新聞	336,870	11,589
雑誌	1,057,360	24,751
ダンボール	1,406,670	22,424
ウエス	355,370	821
ふとん	0	0
紙パック	0	0
廃食用油	9,930	11
計	5,203,330	189,933
（参考）2023年度実績	4,928,140	154,914
2 容器包装関係		
カレット白	96,130	26
カレット茶	160,080	
カレットその他	141,850	
小計	398,060	293
ペットボトル	141,970	10,109
容器プラスチック	718,180	490
計	1,192,450	10,403
3 乾電池		
蛍光管	40,980	4,327
	8,000	1,390
計	48,980	5,718
合計	6,436,760	206,543

コラム 「おいしく、きれいに食べきる」から始める、食品ロスの削減

「いばらき食べきり協力店」は、飲食店や宿泊施設などで発生する食べ残しなどの「食品ロス」を減らすための登録制度です。ハーフサイズや小盛メニューの設定、食べ残しの持ち帰り希望への対応など、食べきるための工夫を積極的に行っている店舗が登録されています。

つくば市においても、この取り組みに賛同する店舗が着実に増えており、令和7年3月末時点で市内41店舗が協力店として登録されています。外食の際に、自分に合った量を選んだり、残さず食べきったりすることは、誰でも今日から始められる環境活動です。



コラム ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

「今日のごみは何の日だったかな?」「このごみの分別はどうすればいいんだろう?」そんな悩みを解決してくれるのが、つくば市のごみ分別アプリ「さんあ〜る」です。

収集日をカレンダー形式で確認できるほか、収集日当日にアラートでお知らせする便利な機能も備えています。また、品目名を入力するだけで分別方法を検索できる「分別辞典」は、大掃除や引っ越しの際にも役立ちます。

正しく分別を行うことは、ごみの減量化や資源の再利用につながる、最も身近な脱炭素アクションの一つです。一人ひとりの正しい分別が、焼却時の二酸化炭素排出を抑え、循環型社会を創る大きな力になります。



▲ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

基本目標4 安心で快適な生活環境で暮らす

概況

近年、急速な都市化、生活様式の多様化などにより「音」「臭い」の苦情が多くなっています。本市では、騒音・振動対策として事業所、建設作業場に対する規制、指導、監視や自動車騒音の常時監視を行っています。

大気は、光化学スモッグ・微粒子状物質（PM2.5）について、緊急時の連絡体制を敷き、健康被害防止に努めています。

水質は、河川、地下水、河川へ接続する調整池の常時監視や、事業場等への立入検査・指導等による有害物質等の排出規制を実施しています。

放射線対策は、市民の安心確保のため、引き続き定期的な測定等に取り組んでいます。

環境美化の観点では、路上喫煙、ポイ捨て、落書き対策として、巡回パトロールや啓発活動を実施し、指定地区内での違反には罰則を科し、また、きれいなまちづくり実行委員会などによる清掃活動を行っています。

計画の成果を測る評価指標

評価指標	計画策定時	現状値	目標(2030年度)
市民の環境不満足度	空気のきれいさ：5.8% 水のきれいさ：18.4% 静けさ：13.2% ごみ収集や処理方法： 9.5%※1 (2018年度)	—	現状より改善

※1：アンケート調査(5年に1度程度実施)の「不満」「やや不満」の合計値

施策の柱 4-1 清潔で静かな生活環境の確保

施策	事業概要・計画	成果指標	達成状況(目標値)
市民・事業者による美化活動	環境美化活動の支援、周知、啓発。市民参加型環境美化活動の実施	自発的な環境美化活動(ボランティア)者数	延べ14,553名 (延べ11,000名)
ごみの散乱防止	市内一斉清掃の実施、不法投棄パトロールの実施と不法投棄ごみの回収、不法投棄禁止看板の無料交付及びごみ集積所の設置補助	市内一斉清掃の実施回数	2回(2回)
		不法投棄パトロール実施日数	355日(350日)
		集積所設置事業補助金の交付件数	14件(15件)
野焼き対策	市内巡回パトロール・指導の実施、広報等による野焼き禁止の周知	区会回覧及び広報紙による周知回数	3回(4回)
		防犯環境美化サポーターによる市内巡回パトロール日数	355日(350日)
	農業用廃プラスチックの回収及び適正処理の啓発、新たな	農業用廃プラスチックの回収量	40,300kg(28,000kg)

施策	事業概要・計画	成果指標	達成状況（目標値）
	ストックヤード候補地について調査、交渉、葉刈り芝の回収、たい肥化促進のための発酵促進剤及び消石灰の配布	葉刈り芝の回収量	146,980kg（80,000kg）
騒音・振動苦情件数	公害法令に基づく届出受理、立入検査、行政指導、行政処分等の実施。公害防止協定に基づく事業所指導。自動車騒音常時監視調査の実施	騒音・振動苦情件数	騒音：81件、振動：7件（50件）

施策の柱 4-2 安全な生活環境の確保

施策	事業概要・計画	成果指標	達成状況（目標値）
良好な大気・水・土の確保	公害法令に基づく届出受理・立入検査・行政指導・行政処分等の実施、公害防止協定に基づく事業者の指導の実施、河川・地下水の水質測定	水質・悪臭・大気苦情件数	水質：5件、悪臭：43件、大気：9件（40件）
上下水道の維持・管理	高度処理型合併処理浄化槽普及促進のための設置補助	高度処理型合併処理浄化槽浄化槽補助金申請数	新規設置 67件（100件（新規設置 80件、単独処理浄化槽等からの転換 20件））
	配水管の破損等の緊急時における修繕工事の実施	—	配水管等修繕工事 131件（-） 消火栓修繕工事 12件（-）
	公共下水道の整備の実施、中継ポンプ場、マンホールポンプなどの下水道施設の適正な維持管理及び改築工事	下水道普及率	86.74%（0.2%以上の増） 令和5年：86.30%
農業における環境配慮	農地からの表土流出を防止するカバークロープ事業の実施、土壌への炭素貯留や生物多様性保全に効果的な営農活動の推進、化学肥料等を低減した環境保全型農業の推進、農薬の適正使用の周知	カバークロープ補助対象面積	44.9ha（30ha）
		環境保全型農業直接支払交付金対象面積	26.83ha（15ha）
		有機資材購入費補助対象面積	194.3ha（150ha）
	農薬の適正使用に関する市 HP 掲載及び広報つくば掲載回数	市 HP 掲載常時掲載（1回） 広報紙掲載 2回（1回）	
有害化学物質の適正な管理	P R T R法に基づく対象化学物質の排出量・移動量情報の公表データの閲覧しやすい環境の形成	国が HP で公表している事業者が届け出た化学物質の排出量・移動量等に関する情報を、市 HP を経由し閲覧できる環境の整備	PRTR 法に関する情報を継続して市 HP 掲載（-）

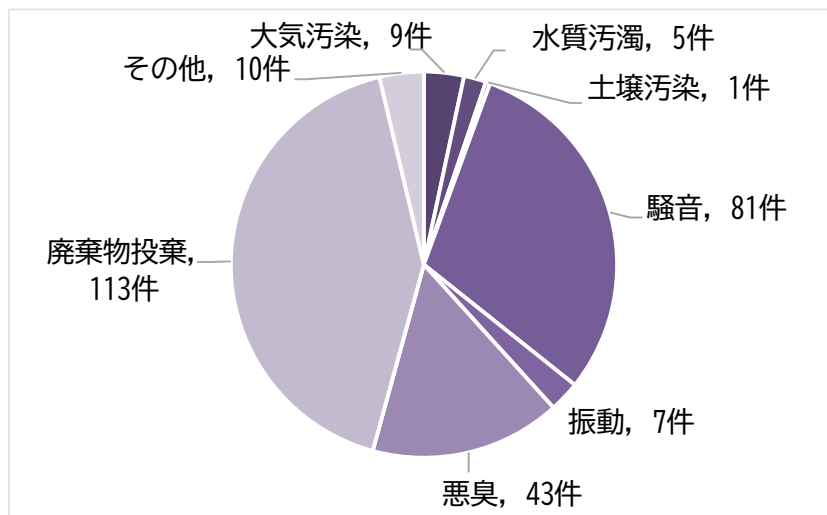
環境基本法に基づく大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染についての環境基準は資料編に掲載しています。

(1) 苦情発生状況

評価指標関連データ

2024年度に市に寄せられた苦情件数は269件であり、2015年度の152件から117件増加しています。典型7公害（「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「悪臭」、「地盤沈下」）のうち、騒音が2024年度で81件と最も多く占めており、2015年度から42件増加しています。次いで悪臭が2024年度で43件であり、2015年度から30件増加しています。2024年度の廃棄物投棄苦情件数は113件であり、2015年度から40件増加しています。

図表 31 苦情種類別発生状況（2024年度）



図表 32 苦情種類別発生状況

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
典型7公害	大気汚染	5	5	6	5	71	105	145	15	5	9
	水質汚濁	2	3	0	0	4	1	3	7	4	5
	土壌汚染	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	騒音	39	58	44	50	47	88	87	92	76	81
	振動	5	6	4	3	3	13	15	13	6	7
	悪臭	13	24	16	28	54	80	59	56	41	43
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	64	96	70	86	179	288	309	183	132	146	
上記以外	廃棄物投棄	73	167	173	159	316	305	181	231	115	113
	その他	15	38	20	25	3	4	7	7	8	10
合計	152	301	263	270	498	597	497	421	255	269	

※2019年度～2021年度において、野焼きに関する苦情を大気汚染に分類し直しています。

※2022年度～県との調整において、野焼きに関する苦情を除いています。

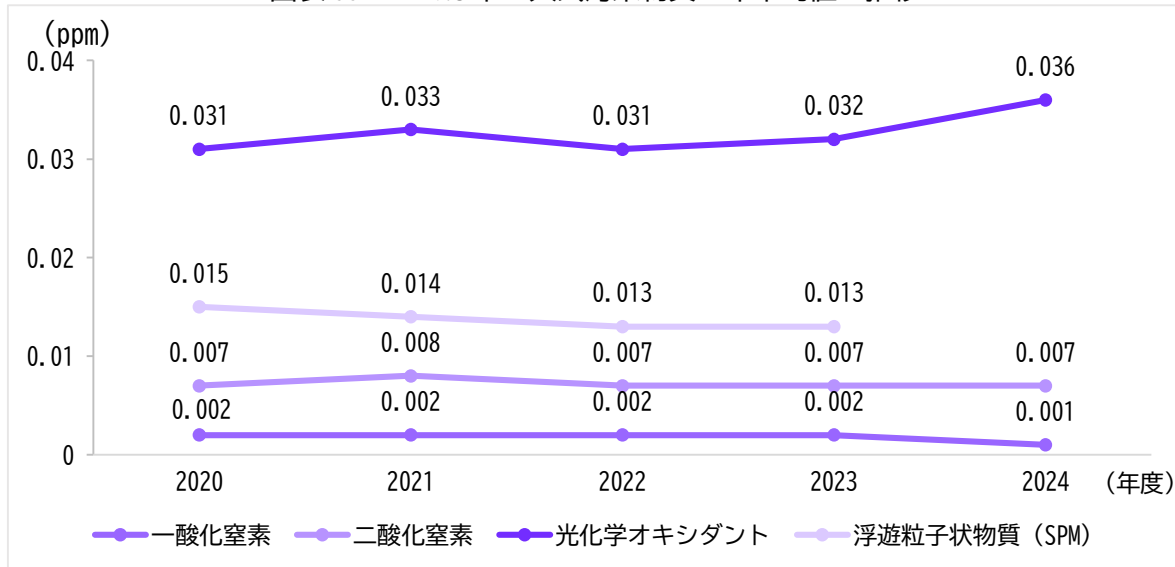
(2) 良好な大気の確保

施策の柱 4-2 関連データ

①大気汚染物質

本市に立地するつくば高野局（一般局）では、窒素酸化物である一酸化窒素及び二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質を測定しています。2024年度の測定結果について、一酸化窒素は0.001ppm、二酸化窒素は0.007ppm、光化学オキシダントは0.036ppmでした。測定項目のうち、二酸化窒素は環境基準を達成した一方で、光化学オキシダントは環境基準を超過しました。

図表 33 つくば市の大気汚染物質の年平均値の推移



※つくば高野局において、2024年度の浮遊粒子状物質は測定していません。

また、本市では「大気汚染防止法」に基づく一般粉じんについて規制・指導を行っています。「大気汚染防止法」では、5種類の一般粉じん発生施設を規制対象施設とし、これらを設置する者に対し、事前届出、管理基準の遵守を義務づけています。

一般粉じん発生施設の設置数は2024年度では62件であり、2013年度（基準年度）から6件増加しています。このうち、鉱物又は土石の堆積場及びふるいの施設数は増加している一方、ベルトコンベア及びパケットコンベア施設数は2023年度に2件減少しています。

②PM2.5

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊している2.5 μ m以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10 μ m以下の粒子）よりも小さな粒子です。その成分には、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか、ケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などが含まれます。2025年3月時点で、茨城県南部地域におけるPM2.5の注意喚起は発令されていません。

③アスベスト

建築物等に使用されている石綿（アスベスト）は、極めて微細な繊維であり、吸入することで健康被害を引き起こすおそれがあることから、建築物の解体・改修工事の際には、周辺環境への飛散を確実に防止することが不可欠です。

本市の2024年度における特定粉じん排出等作業の実施届出件数は、吹付け材が11件、保温材等が9件でした。茨城県全体では吹付け材が37件、保温材等が121件でした。

2024年度のアスベスト飛散防止対策のための解体等現場への立入検査件数は、本市は52件あり、茨城県全体では400件でした。

(3) 良好な水環境の確保

施策の柱 4-2 関連データ

①公共用水域（河川）

水質汚濁防止法に基づき、市内の公共用水域を常時監視することを目的とし、水質測定を行っています。2024年度は県の水質測定計画等に基づき、【健康項目】については、市内6河川6地点で年2回（農薬4項目は年1回）、【生活環境項目】については、市内7河川13地点で毎月1回（全垂鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）は年6回、大腸菌数は年4回）水質測定を実施しました。

図表 34 河川水質測定地点図



環境基準の【健康項目】については、すべての項目で環境基準を達成しています。

環境基準の【生活環境項目】の水域類型が指定されている7河川の2024年度における状況を、河川の有機汚濁の代表的な指標であるBOD75%値でみると、全13地点のうち、10地点で環境基準を達成しています。

図表 35 公共用水域(河川)水質調査結果【生活環境項目】(BOD)

調査項目		生物化学的酸素要求量 (BOD)				
		調査回数	※75%水質値 (mg/L)	河川における環境基準類型	基準値	判定
桜川	禊橋	12	3.7	A類型	2mg/L 以下	未達成
	君島橋	12	2.7	A類型	2mg/L 以下	未達成
	栄利橋	12	2.6	A類型	2mg/L 以下	未達成
花室川	大池橋	12	1.6	A類型	2mg/L 以下	達成
	下広岡橋	12	1.6	A類型	2mg/L 以下	達成
小野川	大井橋	12	1.8	A類型	2mg/L 以下	達成
谷田川	高丸橋	12	1.6	B類型	3mg/L 以下	達成
	丸山橋	12	2.1	B類型	3mg/L 以下	達成
西谷田川	角内橋	12	1.8	B類型	3mg/L 以下	達成
	新橋	12	2.4	B類型	3mg/L 以下	達成
	境松橋	12	2.4	B類型	3mg/L 以下	達成
稲荷川	小荃橋	12	1.4	B類型	3mg/L 以下	達成
蓮沼川	平塚橋	12	1.9	B類型	3mg/L 以下	達成

※75%水質値：小さな方から $0.75 \times n$ 番目 (n は調査回数) のデータ

②公共用水域 (調整池等)

化学物質を使用する工場・事業場が集積する工業団地の調整池等8地点における状況を把握するため、市独自の調査として、年2回(農薬系4項目は年1回)の水質調査を実施しました。これらは、その規模等から環境基準が定められていないため、【健康項目】は公共用水域に一律に定められた環境基準を参考に評価し、【生活環境項目】は、調整池等が接続する河川の水域類型を参考に、同等の水域類型の環境基準(湖沼)を当てはめて評価しました(参考評価値)。【健康項目】は全ての項目で参考評価基準を達成していました。【生活環境項目】は一部の項目で基準を達成していませんでした。

図表 36 調整池水質測定地点

① 北部工業団地 調整池	⑤ 東光台研究団地 東光台運動公園調整池
② テクノパーク豊里 台山調整池	⑥ 西部工業団地 調整池
③ テクノパーク豊里 大崎調整池	⑦ テクノパーク大穂 調整池
④ 東光台研究団地 蜂ノ巣公園調整池	⑧ みどりの工業団地 排水溝

③地下水

地下水環境基準の定められた物質について、市全体の地下水の概況を把握するために、毎年異なる地点を選定して年1回調査を実施する概況調査は要、上原、高崎の3地点で行い、全地区で環境基準を達成しました。

概況調査及び住民等の独自調査で汚染が発見された物質について、汚染範囲や原因等を把握するために、汚染が発見された井戸の概ね半径500m内の調査を実施する継続監視調査の10地点では、全地点で環境基準を超過しました。

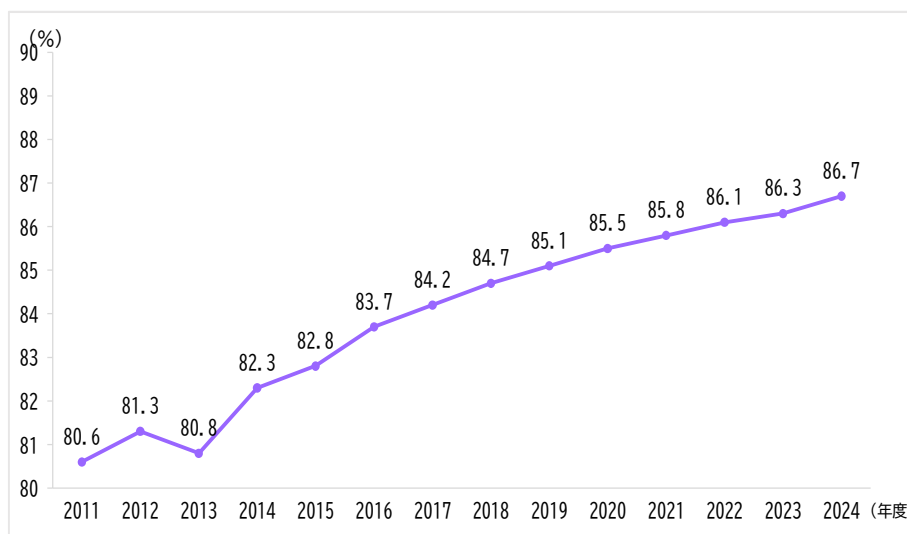
継続監視調査において、3年間環境基準を満たした井戸とその周辺4井戸程度について、年1回調査を実施する継続監視詳細調査の1地点(5井戸)地点では、全地点で環境基準を達成しました。

つくば市が特例市となる以前に発覚した事案に関して、年1回継続して調査を実施する市独自調査では、3地点(9井戸)中、1井戸が環境基準を超過しました。

④公共下水道

下水道普及率は2024年度に86.7%となり、2011年度の80.6%から6.1ポイント増加しました。しかし、下水道が整備されている地域においても、接続がなされていない場合があります。汚濁の高い排水により水質の悪化を引き起こしてしまうため、下水道普及率の向上に努めています。

図表 37 下水道普及率の推移



⑤高度処理型合併処理浄化槽

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び良好な生活環境の保全を図るため、既設浄化槽の適正な維持管理に向けた各種啓発事業を実施しています。

また、下水道認可区域外の下水道未整備地区内における高度処理型合併処理浄化槽の普及促進のために専用住宅に当該浄化槽を設置する者に対して、設置費用の一部補助を実施しています。

⑥工場・事業場における水質規制

2007年4月の特例市への移行を契機に、「水質汚濁防止法」、「湖沼水質保全特別措置法」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」これらの4種類の法令等の権限がつくば市に移管されたことで、工場・事業場からの届出受理、立入検査、指導等を行っています。

(4) 騒音・振動・悪臭の防止

施策の柱 4-2 関連データ

①道路における騒音・振動

「騒音規制法」の指定地域内において、自動車騒音が、環境省令で定める限度を超えていることにより、道路周辺環境が著しく損なわれていると認められるときは、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置（最高速度の制限等）の要請をすることができるほか、騒音測定の結果、道路管理者等に当該道路の部分の構造の改善等の意見を述べるすることができます。

一方、「振動規制法」の指定地域内において、道路交通振動が、環境省令で定める限度をこえていることにより、道路周辺環境が著しく損なわれていると認められるときは、道路管理者又は県公安委員会に対し、それぞれの所管範囲内での振動の防止措置の要請をすることができます。

また、「騒音規制法」により、毎年自動車騒音の常時監視を実施し、その結果を環境省へ報告しています。2024年度の結果を路線別に見ると、38路線のうち昼夜ともに環境基準を達成した路線は、「笠間つくば線」、「野田牛久線」等の12路線でした。一方、環境基準達成率が低い路線は、「筑西つくば線」が53.6%で最も低く、次いで、「一般国道125号」が56.5%、「つくば古河線」が69.1%の順番でした。

②工場・事業場等における騒音・振動

市内の工業専用地域を除く地域で「騒音規制法」、「振動規制法」に定める特定施設を設置する工場・事業場には、上記各法令に基づく届出及び規制基準遵守が義務付けられています。それ以外の地域（市内の工業専用地域）で、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」で定める特定施設を設置する工場・事業場には、当該条例に基づく届出及び規制基準遵守が義務付けられています。

工場・事業場等の届出の中で、騒音に関しては空気圧縮機等、振動に関しては圧縮機の届出が大部分を占めています。

③建設作業等における騒音・振動

杭打ち作業や削岩機等を使用する特定建設作業を実施する際にも、市内の工業専用地域を除く地域では、「騒音規制法」及び「振動規制法」、それ以外の地域（市内の工業専用地域）では、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、事前届出及び規制基準の遵守を義務付けています。これら、届出の内容を審査し、公害発生の未然防止を図っています。

特定建設作業等に伴う届出の中で、騒音に関してはさく岩機を使用する作業の届出が大半を占め、振動に関してはブレーカーを使用する作業の届出が大半を占めています。

④悪臭

本市では、市街化区域等の工場・事業場に対し、「悪臭防止法」に基づく規制基準の遵守が義務付けられています。市街化区域等で操業する工場・事業場は、特定悪臭物質22物質（アンモニア、トルエン等）を排出する際に、物質濃度規制が課せられています。

また、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づく悪臭特定施設（豚舎、鶏舎等）を設置する事業場には、事前届出及び悪臭施設管理基準の遵守が義務付けられています。悪臭特定施設の設置状況に関しては、「家畜のふん尿を原料とする堆肥の製造に用いる原料置き場、乾燥施設及び発酵施設」や「豚舎」の届出が大部分を占めています。

(5) 快適な生活環境の確保

施策の柱 4-1 関連データ 施策の柱 4-2 関連データ

①焼却炉稼働状況

本市の焼却炉（1号炉～3号炉）のいずれかが稼働した日数は2024年度で344日でした。

②ダイオキシン

2000年1月15日に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、サステナスクエアからの排ガス、排水、集じん灰、焼却灰等を測定しています。2024年度の焼却炉稼働日数は344日であり、1～3号炉のいずれかが稼働しております。「焼却炉煙突ダイオキシン類」「排水処理設備ダイオキシン類」「焼却集じん灰ダイオキシン類」「焼却炉焼却灰ダイオキシン類」「周辺土壌ダイオキシン類」「周辺大気ダイオキシン類」は全て基準を下回っています。

③土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積

悪質な埋立て等による土壌汚染を防止し、良好な生活環境を確保することのほか、災害防止を図るため「つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき指導・監督をしています。事業面積が3,000平方メートル以下の土地の埋立て、盛土又は堆積を行う際には、事前に市の許可が必要となります。なお、埋立て等区域の面積が3,000平方メートルを超える場合は、「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づき県の許可が必要となります。

④地盤沈下対策

地盤沈下は、地下水の過剰な採取によってその水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じます。

茨城県では、地盤沈下の防止や地下水保全の観点から、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」及び「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」に基づき、一定規模以上の揚水機を設置する場合は、届出や許可の取得を義務づけるなど、規制を行い地盤沈下防止を図っています。また、本市では、工業団地等に立地する工場や研究所と締結している公害防止協定において、地下水の揚水を原則禁止することにより、地盤沈下の防止に努めています。

⑤放射線対策

2012年度から公共施設の調査・除染を実施するとともに、2013年度には通学路の調査及び民有地（住宅地）の調査・除染を実施し、除染実施計画に基づく除染作業は全て完了しました。

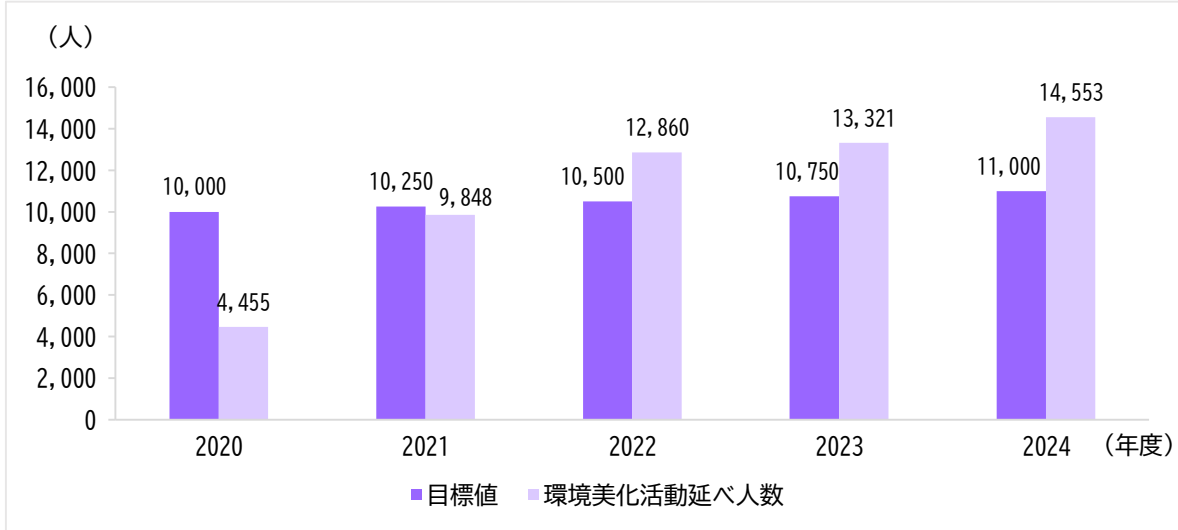
2013年度に実施した第3回汚染状況調査により「市内全域において年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下（面的に毎時0.23マイクロシーベルト未満）とする」除染実施計画の目標を達成したことを確認し、環境省より「除染措置完了市町村」の認定を受けています。

なお、本市では市民の安心確保のため、小学校等の公共施設の敷地内定点において、空間放射線量率の測定を実施しています。令和6年度においても毎時0.23マイクロシーベルトを下回っていることを確認しました。

⑥美化活動

本市では、環境美化活動への支援を実施し、自発的な環境美化活動を推進しています。2024年度の自発的な環境美化活動者数は延べ14,553人であり、目標値である11,000人を超えました。環境美化活動者数は増加傾向にあり、2020年度から10,098人増加しています。

図表 38 市民参加型の美化活動参加者数の推移



▲環境美化活動

基本目標5 市民一人ひとりが環境を考え、行動する

概況

持続可能な社会を作っていくためには、市のみならず、市民、事業者が環境保全活動に取り組むことが必要です。そのため、環境についての理解を深め、取組を進めることができるように様々な環境教育を推進しています。

具体的な取組としては、小中学校での「つくばスタイル科」における次世代カリキュラムの実践や料理を「作りすぎない」「捨てない」「流さない」をキーワードに調理実習を行う「エコ・クッキング事業」などが挙げられます。その他の取組内容に関しては、市HPを御覧ください。

計画の成果を測る評価指標

評価指標	計画策定時	現状値	目標(2030年度)
環境配慮行動を行った市民の割合	58% ※1 (2018年度)	—	90% ※2
つくば市主催・共催の環境啓発事業参加者数	225人 (2018年度)	215人 (2024年度)	1,000人

※1：アンケート調査(5年に1度程度実施)の「環境配慮物品購入状況」

※2：アンケート調査(5年に1度程度実施)の「様々な環境配慮行動」

施策の柱5-1 持続可能なライフスタイルの推進

施策	事業概要・計画	成果指標	達成状況(目標値)
市民の環境リテラシーの向上	民間事業者や他部署等と連携した自然観察講座やエコ・クッキング事業などの大人向け環境教育講座の実施	大人向けの環境講座イベントの実施回数	自然観察講座1回 エコ・クッキング(親子向け3回 計4回(3回))
持続可能なライフスタイルの推進	【重点施策】環境分野で活躍する市民団体への支援強化や、情報を広く展開できる人材の発掘、環境配慮製品購入時補助の検討	環境教育事業の実施回数	環境マイスターの会1回、つくば環境フォーラム2回、桜川探検隊2回、小野川探検隊1回 計6回(7回)
環境情報の集約・発信	市HPや広報紙等による最新の省エネ・環境情報の提供	サポーターズメール配信回数	環境イベント案内(市14回、NPO法人等26回) ごみ減量に関する周知7回 計47回(40回)

施策の柱 5-2 将来を担う子どもたちへの環境教育

施策	事業概要・計画	成果指標	達成状況（目標値）
つくばスタイル科の推進	義務教育学校等での「つくばスタイル科」を通じた環境・SDGs学習の実施、SDGs シールコンテストの開催	SDGs の視点を取り入れた環境学習プログラムの実施及び見直し	科学出前レクチャー、稚魚放流、SDGs シール・アニメコンテストの実施、科学に関わる体験活動の実施やGIGA 端末を活用した交流(-)
	市内小学生や環境スタイルサポーターズを対象としたエコ・クッキング事業の実施、環境問題意識醸成プログラムとして「省エネドリル」を実施	エコ・クッキング事業実施回数	市民向け3回、小学生向け15回 計18回（15回）
学校での地産地消の推進	地場産農産物の学校給食への導入と生産者と児童の交流機会設定による子どもたちの地元農産物に関する理解の促進	学校給食に地元の食材が使われていることを知っている児童生徒の割合（「食生活に関する調査」より）	5年生：81.2% 8年生：85.7% (80%以上)
学校外での環境教育の推進	環境学習イベントや自然体験プログラム等を通じた学校外での子どもたちの環境教育の推進。環境や持続可能性に関する教材等の作成	（省エネドリル）動画の視聴回数	動画の内容について内容を改め充実させていく方針を確認 (1,400回)
	次世代を担う子供たちとその親世代を対象に、筑波山の自然や恵みを実感してもらう体験の実施	実施回数 参加者数	7回(7回) 199名(170名)

施策の柱 5-3 環境と経済の好循環

施策	事業概要・計画	評価指標	達成状況（目標値）
地産地消の推進	農産物の地産地消を推進するため、6次産業化支援、地産地消レストラン認定事業の実施。 学校給食における地場産物を活用した献立作成。地元農産物生産者による食育授業の実施	地産地消認証店舗の件数（累計）	167店舗(165店舗)
		地産地消率（金額ベース） 学校給食の材料費における地場産物取り扱い業者取引額を全青果取り扱い業者の取引額で除したものの	33.3% (44.0%)
		地産地消率（食品数ベース） 学校給食の献立に使用した食品のうち、つくば市で生産・収穫された食品数の割合	14.4% (19.0%)

つくば市主催・共催の環境啓発事業

評価指標関連データ

①エコ・クッキング事業



家庭で実践できる環境に配慮した料理について学ぶ機会を提供するため、東京ガス株式会社と連携して実施しています。

令和6年度は市民向けに秋と冬に体験事業を開催し、44名の参加がありました。

②桜川稚魚放流体験事業



桜川流域の市内小学4年生を対象に、なかなか近づく機会の少ない桜川での自然体験を通して、河川の水質浄化意識を高めることを目的に、茨城県内水面漁業協同組合連合会や桜川漁業協同組合と連携して稚魚の放流体験を実施しました。

令和6年度は1校54名の参加がありました。

③つくば市環境マイスター事業



環境に関する正しい知識と技能を身に付け、地域社会における環境保全活動のリーダー的役割を担える市民の育成を目的に、筑波大学と連携して「環境マイスター」の育成と活動支援を実施しています。

令和6年度は、「環境マイスター」と上郷地区を歩き、特徴ある自然環境について学ぶイベントを開催し、20名の参加がありました。

④つくば自然環境教育事業



身近な自然への理解と関心を高め、自然環境保全意識の高揚を図るため、筑波山及び市内の自然環境を活用した環境教育事業を実施しています。

令和6年度は、9月に田んぼでの水生生物の観察、11月に紅葉の雑木林で森の観察を行い、32名の参加がありました。

⑤小野川探検隊交流事業

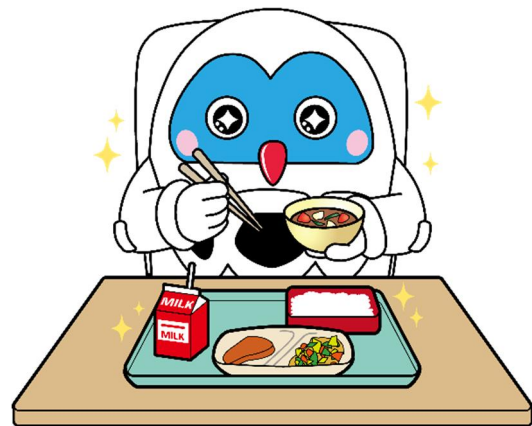


小野川流域及び霞ヶ浦の水辺の動植物や風土、文化に直接ふれあうことで、子どもたちや住民の水環境への関心を高めること等を目的に、流域の6市町村及び茨城県が連携してイベント等を行っています。令和6年度は、牛久沼でのパドルボード体験や生き物探しの体験に32名の参加がありました。

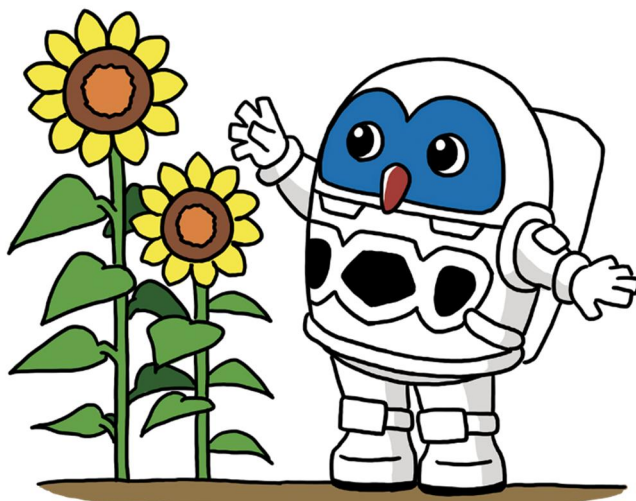
⑥桜川探検隊交流事業



霞ヶ浦や桜川流域の水質浄化に向けた機運を高めるため、流域の4市及び茨城県が連携し、子どもや市民を対象とした探検や啓発イベントを実施しています。令和6年度は、8月と11月に2回イベントを実施し、つくば市からは33名の参加がありました。



資料編



主な環境基準

大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

水質汚濁に係る環境基準

<生活環境の保全に関する環境基準に係る項目類型>

項目類型	利用目的の適応性
AA	水道1級（ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの）、自然環境保全（自然探勝等の環境保全）及びA以下の欄に掲げるもの
A	水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの）、水産1級（ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用）、水浴及びB以下の欄に掲げるもの
B	水道3級（前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの）、水産2級（サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用）、及びC以下の欄に掲げるもの
C	水産3級（コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用）、工業用水1級（沈殿等による通常の浄水操作を行うもの）及びD以下の欄に掲げるもの
D	工業用水2級（薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの）、農業用水及びEの欄に掲げるもの
E	工業用水3級（特殊の浄水操作を行うもの）、環境保全（国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度）

項目類型	水生生物の生息状況の適応性
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

桜川 - A類型、生物B類型
 小野川 - A類型、生物B類型
 西谷田川 - B類型、生物B類型
 蓮沼川 - B類型、生物B類型

花室川 - A類型、生物B類型
 谷田川 - B類型、生物B類型
 稲荷川 - B類型、生物B類型

<生活環境の保全に関する環境基準【生活環境項目】(河川のみに適用)>

	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A類型	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL 以下
B類型	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1000CFU/100mL 以下

	全亜鉛(Zn)	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩(LAS)
生物B類型	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下

<人の健康の保護に関する環境基準【健康項目】(河川・地下水)>

物質	環境基準(河川)	環境基準(地下水)
カドミウム	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	—	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下

騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注)

1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考

車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

本編「基本目標4」の詳細データ

(1) 苦情発生状況

図表 39 苦情発生源別発生状況 (2024 年度)

		農業・林業	漁業	鉱業・採石業・砂利採取業	建設業	製造業	電気ガス熱供給水道業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産・物品賃貸業	学術研究・専門・技術サービス	宿泊業・飲食サービス業	生活関連サービス業・娯楽業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されないもの)	分類不能の産業	小計	事業所以外(不明含む)	合計
典型7公害	大気汚染	1	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	8	1	9
	水質汚濁	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3	2	5
	土壌汚染	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	騒音	4	0	0	16	2	1	0	8	0	0	1	0	7	0	11	2	0	0	2	0	54	27	81
	振動	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	1	7
	悪臭	10	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3	1	0	0	0	1	1	0	19	24	43
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	15	0	0	25	4	1	0	9	1	0	2	0	12	1	11	2	0	4	4	0	91	55	146
	上記以外	廃棄物投棄	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	111
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	8	10
合計	15	0	0	26	4	2	0	9	1	0	3	0	12	2	11	2	0	4	4	0	95	174	269	

※分類不能の産業：「農業」から「公務」までの17項目に分類することが困難な産業、事業。
 事業所以外：「農業」から「分類不能の産業」までの18項目に分類できないもの。(例：個人、不明なもの)

(2) 良好な大気の確保

図表 40 つくば市の大気汚染物質の年平均値

単位：ppm

	2020	2021	2022	2023	2024
一酸化窒素	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
二酸化窒素	0.007	0.008	0.007	0.007	0.007
光化学オキシダント	0.031	0.033	0.031	0.032	0.036
浮遊粒子状物質 (SPM)	0.015	0.014	0.013	0.013	-

※つくば高野局において、2024年度の浮遊粒子状物質は測定しておりません。

図表 41 一般粉じん発生施設設置状況 (累計)

施設名	年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
コークス炉		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱物又は土石の堆積場		14	14	14	15	17	17	20	20	21	22	18	19
ベルトコンベア及びバケットコンベア		22	22	22	22	29	29	22	22	22	22	20	20
破碎機及び摩砕機		9	9	9	9	11	11	10	10	10	10	9	9
ふるい		11	10	10	12	13	13	13	13	13	13	12	14
計		56	55	55	58	70	70	65	65	66	67	59	62

図表 42 特定粉じん排出等作業の実施届出件数 (2024年度)

	つくば市	茨城県
届出件数 (吹付け材)	11	37
届出件数 (保温材等)	9	121

図表 43 アスベスト飛散防止対策のための解体等現場への立入検査件数 (2024年度)

	つくば市	茨城県
立入検査数	52	400

(3) 良好な水環境の確保

図表 44 公共用水域（河川）水質調査結果【健康項目】

調査項目	桜川 栄利橋		花室川 下広岡橋		小野川 大井橋		谷田川 丸山橋		西谷田川 境松橋		稲荷川 小荃橋		環境 基準値 (mg/L)
	水質 評価値 注2 (mg/L)	判定	水質 評価値 (mg/L)	判定	水質 評価値 (mg/L)	判定	水質 評価値 (mg/L)	判定	水質 評価値 (mg/L)	判定	水質 評価値 (mg/L)	判定	
カドミウム	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	0.003
全シアン	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	検出され ないこと
鉛	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	0.01
六価クロム	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	0.02
砒素	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	0.01
総水銀	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	0.0005
PCB	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	検出され ないこと
ジクロロメタン	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	0.02
四塩化炭素	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	0.002
1,2-ジクロロ エタン	<0.0004	達成	<0.0004	達成	<0.0004	達成	<0.0004	達成	<0.0004	達成	<0.0004	達成	0.004
1,1-ジクロロ エチレン	<0.01	達成	<0.01	達成	<0.01	達成	<0.01	達成	<0.01	達成	<0.01	達成	0.1
シス-1,2-ジ クロロエチレン	<0.004	達成	<0.004	達成	<0.004	達成	<0.004	達成	<0.004	達成	<0.004	達成	0.04
1,1,1-トリク ロエタン	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	1
1,1,2-トリク ロエタン	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	0.006
トリクロロエ チレン	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	0.01
テトラクロロ エチレン	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	0.01
1,3-ジクロロ プロパン	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	0.002

調査項目	桜川 栄利橋		花室川 下広岡橋		小野川 大井橋		谷田川 丸山橋		西谷田川 境松橋		稲荷川 小荃橋		環境 基準値 (mg/L)
	水質 評価値 注2 (mg/L)	判定	水質 評価値 (mg/L)	判定	水質 評価値 (mg/L)	判定	水質 評価値 (mg/L)	判定	水質 評価値 (mg/L)	判定	水質 評価値 (mg/L)	判定	
チウラム	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	0.006
シマジン	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	0.003
チオベンカルブ	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	0.02
ベンゼン	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	0.01
セレン	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1.3	達成	0.95	達成	1.6	達成	1.9	達成	3.1	達成	1.5	達成	10
ふっ素	0.09	達成	<0.08	達成	0.08	達成	<0.08	達成	<0.08	達成	<0.08	達成	0.8
ほう素	<0.02	達成	<0.02	達成	<0.02	達成	<0.02	達成	<0.02	達成	<0.02	達成	1
1,4-ジオキサン	<0.005	達成	<0.005	達成	<0.005	達成	<0.005	達成	<0.005	達成	<0.005	達成	0.05

注1 健康項目の調査は蓮沼川を除く6河川の末端（桜川 栄利橋、花室川 下広岡橋、小野川 大井橋、谷田川 丸山橋、西谷田川 境松橋、稲荷川 小荃橋）で4月と10月に年2回（農薬系4項目は5月に年1回）実施しました。

（蓮沼川は下流で谷田川に合流し、谷田川 丸山橋で健康項目の調査を実施しています。）

注2 全シアンは最高値、その他の項目については年間平均値で判定しました。

図表 45 公共用水域（河川）水質調査結果【生活環境項目】

調査地点		調査項目	水素イオン濃度 (pH)			浮遊物質量 (SS)			溶存酸素量 (D0)		
			調査回数	達成数	判定	調査回数	達成数	判定	調査回数	達成数	判定
桜川 (A 類型)	禊橋	12	9	未達成	12	12	達成	12	12	達成	
	君島橋	12	12	達成	12	12	達成	12	11	未達成	
	栄利橋	12	12	達成	12	10	未達成	12	12	達成	
花室川 (A 類型)	大池橋	12	12	達成	12	12	達成	12	8	未達成	
	下広岡橋	12	12	達成	12	12	達成	12	11	未達成	
小野川 (A 類型)	大井橋	12	12	達成	12	12	達成	12	10	未達成	
谷田川 (B 類型)	高丸橋	12	12	達成	12	12	達成	12	12	達成	
	丸山橋	12	12	達成	12	12	達成	12	12	達成	
西谷田川 (B 類型)	角内橋	12	12	達成	12	12	達成	12	12	達成	
	新橋	12	12	達成	12	12	達成	12	12	達成	
	境松橋	12		達成	12	12	達成	12	12	達成	
稲荷川 (B 類型)	小荃橋	12	12	達成	12	12	達成	12	12	達成	
蓮沼川 (B 類型)	平塚橋	12	12	達成	12	11	未達成	12	12	達成	

図表 46 公共用水域（河川）水質調査結果【生活環境項目】

調査地点		調査項目	大腸菌数			生物化学的酸素要求量 (BOD)		
			調査回数	※90%水質値 (CFU/100mL)	判定	調査回数	※75%水質値 (mg/L)	判定
桜川 (A 類型)	禊橋	4	240	達成	12	3.7	未達成	
	君島橋	4	210	達成	12	2.7	未達成	
	栄利橋	4	310	未達成	12	2.6	未達成	
花室川 (A 類型)	大池橋	4	160	達成	12	1.6	達成	
	下広岡橋	4	510	未達成	12	1.6	達成	
小野川 (A 類型)	大井橋	4	240	達成	12	1.8	達成	
谷田川 (B 類型)	高丸橋	4	330	達成	12	1.6	達成	
	丸山橋	4	170	達成	12	2.1	達成	
西谷田川	角内橋	4	240	達成	12	1.8	達成	

調査項目		大腸菌数			生物化学的酸素要求量 (BOD)		
		調査回数	※90%水質値 (CFU/100mL)	判定	調査回数	※75%水質値 (mg/L)	判定
(B類型)	新橋	4	200	達成	12	2.4	達成
	境松橋	4	71	達成	12	2.4	達成
稻荷川 (B類型)	小荃橋	4	260	達成	12	1.4	達成
蓮沼川 (B類型)	平塚橋	4	2400	未達成	12	1.9	達成

※75%水質値：小さい方から $0.75 \times n$ 番目 (nは調査回数) のデータ値

※90%水質値：小さい方から $0.90 \times n$ 番目 (nは調査回数) のデータ値

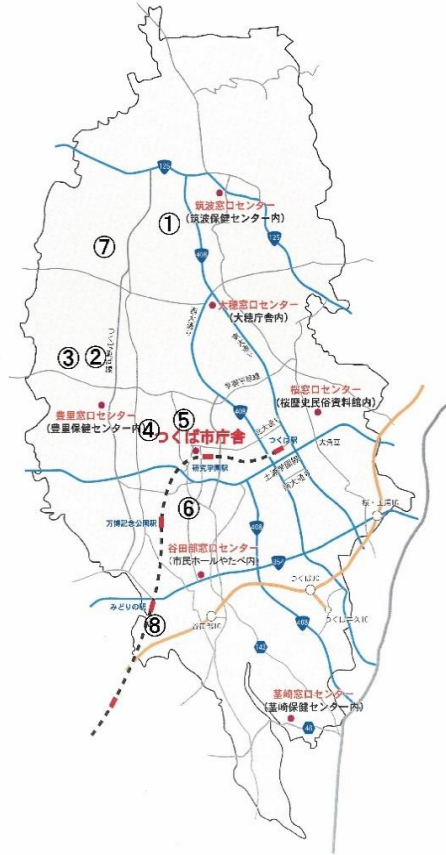
図表 47 公共用水域 (河川) 水質調査結果【生活環境項目】(水生生物の生息状況の適応性)

調査項目		全亜鉛 (Zn)			ノニルフェノール			直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩 (LAS)		
		調査回数	年間平均値 (mg/L)	判定	調査回数	年間平均値 (mg/L)	判定	調査回数	年間平均値 (mg/L)	判定
桜川 (生物B類型)	禊橋	6	0.0030	達成	6	< 0.00006	達成	6	0.0011	達成
	君島橋	6	0.0050	達成	6	< 0.00006	達成	6	0.00080	達成
	栄利橋	6	0.0040	達成	6	< 0.00006	達成	6	0.00080	達成
花室川 (生物B類型)	大池橋	6	0.0070	達成	6	< 0.00006	達成	6	0.0010	達成
	下広岡橋	6	0.0090	達成	6	0.00006	達成	6	0.0012	達成
小野川 (生物B類型)	大井橋	6	0.0040	達成	6	0.00006	達成	6	0.0019	達成
谷田川 (生物B類型)	高丸橋	6	0.0060	達成	6	< 0.00006	達成	6	0.0026	達成
	丸山橋	6	0.0050	達成	6	< 0.00006	達成	6	0.0015	達成
西谷田川 (生物B類型)	角内橋	6	0.0040	達成	6	< 0.00006	達成	6	0.0017	達成
	新橋	6	0.0040	達成	6	< 0.00006	達成	6	0.0013	達成
	境松橋	6	0.0040	達成	6	< 0.00006	達成	6	0.0013	達成
稻荷川 (生物B類型)	小荃橋	6	0.0030	達成	6	< 0.00006	達成	6	0.00070	達成
蓮沼川 (生物B類型)	平塚橋	6	0.0090	達成	6	< 0.00006	達成	6	0.0035	達成

※水生生物の生息状況については、全調査地点で生物 B 類型の指定を受けています。

※大腸菌数は4月、7月、10月、1月に年4回、全亜鉛 (Zn)、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) は偶数月に年6回調査を実施しました。

図表 48 調整池等水質測定地点図



①	北部工業団地 調整池	⑤	東光台研究団地 東光台運動公園調整池
②	テクノパーク豊里 台山調整池	⑥	西部工業団地 調整池
③	テクノパーク豊里 大崎調整池	⑦	テクノパーク大穂 調整池
④	東光台研究団地 蜂ノ巣公園調整池	⑧	みどりの工業団地 排水溝

図表 49 参考評価基準値【生活環境項目】

	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A 類型	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	300CFU/100ml 以下
B 類型	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	-

	全窒素 (T-N)	全磷 (T-P)
II 類型	0.2mg/l 以下	0.01mg/l 以下
V 類型	1 mg/l 以下	0.1mg/l 以下

	全亜鉛 (Zn)	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物B類型	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.05mg/l 以下

図表 50 公共用水域(調整池等)水質調査結果【健康項目】

調査地点	北部工業団地調整池		テクノパーク豊里台山調整池		テクノパーク豊里大崎調整池		東光台研究団地蜂ノ巣公園調整池		東光台研究団地東光台運動公園調整池		西部工業団地調整池		テクノパーク大穂調整池		みどりの工業団地排水溝		参考評価値(mg/L)
	水質評価値注2(mg/L)	判定	水質評価値(mg/L)	判定	水質評価値(mg/L)	判定	水質評価値(mg/L)	判定	水質評価値(mg/L)	判定	水質評価値(mg/L)	判定	水質評価値(mg/L)	判定	水質評価値(mg/L)	判定	
カドミウム	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	0.003
全シアン	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	検出されないこと
鉛	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	0.01
六価クロム	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	0.02
砒素	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	0.01
総水銀	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	0.0005
PCB	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	不検出	達成	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	0.02
四塩化炭素	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	0.002
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	達成	<0.0004	達成	<0.0004	達成	<0.0004	達成	<0.0004	達成	<0.0004	達成	<0.0004	達成	<0.0004	達成	0.004
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	達成	<0.01	達成	<0.01	達成	<0.01	達成	<0.01	達成	<0.01	達成	<0.01	達成	<0.01	達成	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	達成	<0.004	達成	<0.004	達成	<0.004	達成	<0.004	達成	<0.004	達成	<0.004	達成	<0.004	達成	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	1
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	0.006
トリクロロエチレン	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	0.01
テトラクロロエチレン	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	<0.0005	達成	0.01
1,3-ジクロロプロパン	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	<0.0002	達成	0.002
チウラム	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	<0.0006	達成	0.006
シマジン	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	<0.0003	達成	0.003
チオベンカルブ	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	0.02
ベンゼン	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	<0.001	達成	0.01
セレン	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	<0.002	達成	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.1	達成	0.19	達成	0.19	達成	0.49	達成	0.96	達成	0.25	達成	0.13	達成	1.2	達成	10
ふっ素	<0.08	達成	<0.08	達成	<0.08	達成	<0.08	達成	<0.08	達成	<0.08	達成	0.08	達成	0.12	達成	0.8
ほう素	<0.02	達成	<0.02	達成	<0.02	達成	<0.02	達成	<0.02	達成	<0.02	達成	0.02	達成	0.02	達成	1
1,4-ジオキササン	<0.005	達成	<0.005	達成	<0.005	達成	<0.005	達成	<0.005	達成	<0.005	達成	<0.005	達成	<0.005	達成	0.05

注1 健康項目の調査は各地点で5月と11月に年2回(農薬系4項目は5月に年1回)実施しました。
 注2 全シアンは最高値、その他の項目については年間平均値で判定しました。

資料編

図表 51 公共用水域（調整池等）水質調査結果【生活環境項目】

		水素イオン 濃度 (pH)			化学的酸素 要求量 (COD)			浮遊物質量 (SS)			溶存酸素量 (DO)			大腸菌数		
		調査回数	達成数	判定	調査回数	達成数	判定	調査回数	達成数	判定	調査回数	達成数	判定	調査回数	達成数	判定
テクノ パーク豊 里 (B 類型)	台山 調整池	2	2	達成	2	2	達成	2	2	達成	2	2	達成	2	-	-
	大崎 調整池	2	2	達成	2	2	達成	2	2	達成	2	2	達成	2	-	-
東光台研 究団地 (B 類型)	蜂ノ巣 公園 調整池	2	2	達成	2	1	未達成	2	2	達成	2	1	未達成	2	-	-
	東光台 運動公 園 調整池	2	2	達成	2	2	達成	2	2	達成	2	2	達成	2	-	-
西部工業団地 調整池 (B 類型)		2	2	達成	2	2	達成	2	2	達成	2	2	達成	2	-	-
テクノパーク大穂 調整池 (B 類型)		2	2	達成	2	2	達成	2	2	達成	2	2	達成	2	-	-
みどりの工業団地 排水溝 (B 類型)		2	2	達成	2	1	未達成	2	2	達成	2	2	達成	2	-	-
北部工業団地調整池 (A 類型)		2	2	達成	2	1	未達成	2	1	未達成	2	2	達成	2	2	達成

図表 52 公共用水域（調整池等）水質調査結果【生活環境項目】

		全窒素 (T-N)		全燐 (T-P)		全亜鉛 (Zn)		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)						
		調査回数	平均値 (mg/l)	判定	調査回数	平均値 (mg/l)	判定	調査回数	平均値 (mg/l)	判定	調査回数	平均値 (mg/l)	判定			
テクノパーク豊里 (V類型)	台山調整池	2	0.50	達成	2	0.022	達成	2	0.021	達成	2	<0.000060	達成	2	0.0012	達成
	大崎調整池	2	0.72	達成	2	0.027	達成	2	0.044	未達成	2	<0.000060	達成	2	0.0020	達成
東光台研究団地 (V類型)	蜂ノ巣公園調整池	2	0.94	達成	2	0.030	達成	2	0.032	未達成	2	<0.000060	達成	2	0.0013	達成
	東光台運動公園調整池	2	1.3	未達成	2	0.032	達成	2	0.0050	達成	2	<0.000060	達成	2	0.0012	達成
西部工業団地調整池 (V類型)		2	0.66	達成	2	0.028	達成	2	0.0055	達成	2	<0.000060	達成	2	0.00090	達成
テクノパーク大穂調整池 (V類型)		2	0.47	達成	2	0.016	達成	2	0.0030	達成	2	<0.000060	達成	2	0.00075	達成
みどりの工業団地排水溝 (V類型)		2	1.5	未達成	2	0.088	達成	2	0.026	達成	2	<0.000060	達成	2	0.00085	達成
北部工業団地調整池 (II類型)		2	1.5	未達成	2	0.016	未達成	2	0.0050	達成	2	<0.000060	達成	2	0.00085	達成

※水生生物の生息状況については、全調査地点で生物Bタイプの指定を受けています。

(4) 騒音・振動・悪臭の防止

図表 53 自動車騒音常時監視における路線別結果(2024 年度)

番号	路線名	面的評価結果(全体)			
		昼夜とも 基準値以下 (%)	昼のみ基 準値以下 (%)	夜のみ基準 値以下 (%)	昼夜とも 基準値超過 (%)
1	常磐自動車道	90.0	7.1	0	2.9
2	一般国道6号	92.0	0	0	8.0
3	一般国道125号	56.5	36.8	0	6.7
4	一般国道354号	84.0	15.7	0	0.3
5	一般国道408号	97.8	0.1	1.1	1.0
6	一般国道468号(圏央道)	87.5	12.5	0	0.0
7	つくば野田線	97.1	0	0	2.9
8	筑西つくば線	53.6	2.4	0	44.0
9	取手つくば線	99.0	0.1	0	0.9
10	土浦境線	98.0	0	0.5	1.5
11	つくば益子線	83.3	0	0	16.7
12	笠間つくば線	100	0	0	0
13	つくば真岡線	96.0	0	0.9	3.1
14	野田牛久線	100	0	0	0
15	つくば千代田線	88.8	0	0	11.3
16	土浦つくば線	96.2	0.1	2.4	1.3
17	つくば古河線	69.1	0	0	30.9
18	谷田部町張線	100.0	0	0	0
19	土浦坂東線	99.6	0	0.4	0
20	土浦大曾根線	97.5	0	0.7	1.7
21	赤浜上大島線	100.0	0	0	0
22	赤浜谷田部線	99.4	0	0	0.6
23	石岡つくば線	100	0	0	0
24	谷田部牛久線	99.0	0	1.0	0
25	藤尺豊里線	99.6	0	0	0.4
26	藤尺荒川沖線	99.8	0.1	0.1	0
27	館野牛久線	100	0	0	0
28	谷田部藤代線	98.8	0	1.2	0
29	長高野北条線	100	0	0	0
30	沼田下妻線	100	0	0	0
31	島名福岡線	100	0	0	0
32	花室牛久線	93.2	0	5.0	1.8
33	妻木赤塚線	95.1	0.5	0	4.4
34	館野荒川沖停車場線	93.8	6.3	0	0
35	牛久赤塚線	100	0	0	0
36	市道1級42号線	99.7	0	0	0.3
37	市道4級4451号線	100	0	0	0
38	市道4級4466号線	100	0	0	0
	全体(合計)	96.1	1.8	0.4	1.6

図表 54 騒音規制法に係る特定施設届出数(2024 年度)

施設の種類	届出の種類		設置届出数		使用届出数		使用全廃届出		数変更届出		工場等実数(累計)	施設数(累計)
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数				
金属加工機械	0	0	0	0	1	2	0	0	34	278		
空気圧縮機等	2	10	0	0	2	4	4	6	268	2,565		
土石用破碎機等	1	2	0	0	0	0	1	8	15	70		
織機	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2		
建設用資材製造機械	0	0	0	0	0	0	0	0	8	10		
穀物用製粉機	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7		
木材加工機械	0	0	0	0	0	0	0	0	9	18		
抄紙機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
印刷機械	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8		
合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	0	0	0	0	12	138		
鋳造型機	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1		
計	3	12	0	0	2	6	4	14	352	3,097		

工場等数：2024 年度に届出を受理した件数。ただし、同一の届出書において、複数の種類の特定施設があった場合は、1 カウント。 施設数：2024 年度に届出を受理した施設数。

工場等実数（累計）：市内の累計工場等数。ただし、複数種の施設をもつ工場は、主要施設を有する箇所に計上。 施設数（累計）：市内の累計施設数

図表 55 振動規制法に係る特定施設届出数(2024 年度)

施設の種類	届出の種類		設置届出数		使用届出数		使用全廃届出		数変更届出		工場等数(累計)	施設数(累計)
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数				
金属加工機械	0	0	0	0	1	1	1	11	25	154		
圧縮機	0	0	0	0	2	4	4	-11	116	495		
土石用破碎機等	1	2	0	0	0	0	1	8	15	71		
織機	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2		
コンクリートブロックマシン等	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5		
木材加工機械	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
印刷機	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3		
ロール機	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5		
合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	0	0	1	1	11	73		
鋳造型機	0	0	0	0	0	0	0	0	4	55		
計	1	2	0	0	2	5	5	9	179	863		

工場等数：2024 年度に届出を受理した件数。ただし、同一の届出書において、複数の種類の特定施設があった場合は、1 カウント。 施設数：2024 年度に届出を受理した施設数。

工場等実数（累計）：市内の累計工場等数。ただし、複数種の施設をもつ工場は、主要施設を有する箇所に計上。 施設数（累計）：市内の累計施設数

図表 56 騒音規制法に係る特定建設作業状況

作業名	年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
くい打ち機等を使用する作業		14	1	6	3	4	6	17	8	4	0	7
びょう打ち機		0	0	0	8	0	0	1	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業		44	18	20	22	25	29	44	33	53	34	42
空気圧縮機を使用する作業		2	0	0	0	4	5	2	2	3	2	1
コンクリートポンプ等を設けて行う作業		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バックホウを使用する作業		3	0	0	2	0	5	2	3	0	0	0
ブルドーザーを使用する作業		0	0	9	2	1	2	0	0	0	0	1
トラクターシャベルを使用する作業		10	5	0	6	0	0	5	0	3	1	0
計		73	25	35	29	34	47	71	46	63	37	51

図表 57 振動規制法に係る特定建設作業状況

作業名	年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
くい打ち機等を使用する作業		15	1	6	5	3	6	9	8	4	0	8
鋼球を使用する作業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舗装版破碎機を使用する作業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ブレーカーを使用する作業		19	14	17	19	20	21	25	24	37	23	34
計		34	15	23	24	23	27	34	32	41	23	43

図表 58 悪臭特定施設設置状況（累計）

作業名	年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
家畜のふん尿を原料とするたい肥の製造に用いる原料置き場、乾燥施設、発酵施設		7	7	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10
豚舎		6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
鶏舎		5	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
鶏ふん乾燥機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		18	19	21	22	22	22	22	22	22	22	22	22

(5) 快適な生活環境の確保

図表 59 焼却炉煙突ダイオキシン類測定結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

測定対象	年月日	測定値	測定対象	年月日	測定値	測定対象	年月日	測定値
1号炉排ガス	2013年1月22日	0.045	2号炉排ガス	2012年10月16日	0.065	3号炉排ガス	2012年5月16日	0.034
	2013年10月15日	0.046		2013年5月21日	0.022		2014年1月28日	0.010
	2015年1月21日	0.090		2014年5月27日	0.013		2014年9月19日	0.060
	2015年9月14日	0.004		2016年1月26日	0.015		2015年5月19日	0.031
	2017年1月17日	0.046		2016年9月20日	0.0022		2016年5月31日	0.0080
	2017年9月26日	0.0062		2017年6月21日	0.045		2018年1月16日	0.26
	2018年9月25日	0.052		2018年5月22日	0.039		2018年12月17日	0.039
	2019年12月17日	0.094		2019年5月28日	0.042		2019年9月25日	0.013
	2020年12月17日	0.0031		2020年9月23日	0.028		2020年5月26日	0.023
	2021年12月24日	0.12		2021年9月24日	0.0078		2021年8月30日	0.061
	2023年3月17日	0.039		2022年9月21日	0.012		2022年4月20日	0.013
	2023年4月20日	0.021		2023年8月9日	0.10		2023年12月22日	0.078
2024年12月19日	0.0082	2024年5月15日	0.056	2024年8月29日	0.22			

※大気排出基準：1ng-TEQ/m³N [ng (ナノグラム) = 10億分の1グラム]

図表 60 排水処理設備ダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/L)

測定対象	年月日	測定値
排水	2013年10月22日	0.072
	2014年10月21日	0.58
	2015年11月13日	0.094
	2016年11月10日	0.0086
	2018年1月16日	0.30
	2018年11月6日	4.8
	2019年12月17日	0.15
	2020年11月18日	0.025
	2021年11月16日	0.022
	2022年11月8日	0.00030
	2023年11月7日	0
	2024年12月3日	7.8

※水質排出基準：10pg-TEQ/L [pg (ピコグラム) = 1兆分の1グラム]

図表 61 焼却集じん灰ダイオキシン類測定結果

(単位：ng-TEQ/g)

測定対象	年月日	測定値	測定対象	年月日	測定値	測定対象	年月日	測定値
1号炉集じん灰	2015年1月21日	0.88	2号炉集じん灰	2014年5月27日	0.23	3号炉集じん灰	2014年9月19日	0.79
	2015年9月15日	1.8		2016年1月26日	0.33		2015年5月19日	0.89
	2017年1月17日	0.57		2016年9月20日	0.35		2016年5月31日	0.28
	2017年9月26日	0.40		2017年6月21日	0.15		2018年1月16日	2.8
	2018年9月25日	0.67		2018年5月22日	0.17		2018年12月17日	0.30
	2019年12月17日	0.73		2019年5月28日	0.86		2019年9月25日	0.20
	2020年12月17日	2.8		2020年9月23日	0.75		2020年5月26日	0.22
	2021年12月24日	2.2		2021年9月24日	0.64		2021年5月31日	2.2
	2023年3月17日	1.2		2022年9月21日	2.4		2022年4月20日	1.9
	2023年4月20日	2.2		2024年2月26日	1.2		2024年3月27日	2.9
2025年3月4日	2.9	2024年5月15日	0.32	2024年8月29日	0.77			

※処理基準：3ng-TEQ/g [ng (ナノグラム) = 10億分の1グラム]

図表 62 焼却炉焼却灰ダイオキシン類測定結果

(単位：ng-TEQ/g)

測定対象	年月日	測定値	測定対象	年月日	測定値	測定対象	年月日	測定値
1号炉焼却灰	2015年1月21日	0.089	2号炉焼却灰	2014年5月27日	0.023	3号炉焼却灰	2014年9月19日	0.11
	2015年9月15日	0.17		2016年1月26日	0.037		2015年5月19日	0.071
	2017年1月17日	0.066		2016年9月20日	0.014		2016年5月31日	0.025
	2017年9月26日	0.086		2017年6月21日	0.025		2018年1月16日	0.27
	2018年9月25日	0.063		2018年5月22日	0.0057		2018年12月17日	0.013
	2019年12月17日	0.011		2019年5月28日	0.042		2019年9月25日	0.0060
	2020年12月17日	0.058		2020年9月23日	0.012		2020年5月26日	0.022
	2021年12月24日	0.060		2021年9月24日	0.035		2021年5月31日	0.15
	2023年3月17日	0.10		2022年9月21日	0.090		2022年4月20日	0.059
	2023年4月20日	0.19		2023年8月9日	0.31		2023年12月22日	0.097
2024年12月19日	0.45	2024年5月15日	0.082	2024年8月29日	0.11			

※処理基準：3ng-TEQ/g [ng (ナノグラム) = 10億分の1グラム]

図表 63 周辺土壌ダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/g)

測定対象	年月日	測定値	測定対象	年月日	測定値	測定対象	年月日	測定値
山本地区 (研修センター敷地内)	2012年11月5日	6.9	水守地区 (研修センター敷地内)	2012年11月5日	6.1	上内地区 (民家宅地内)	2012年11月5日	18
	2013年10月22日	3.4		2013年10月22日	6.1		2013年10月22日	20
	2014年10月21日	4.3		2014年10月21日	8.7		2014年10月21日	13
	2015年11月13日	6.8		2015年11月13日	4.3		2015年11月13日	28
	2016年11月11日	3.6		2016年11月11日	4.4		2016年11月11日	19
	2017年11月9日	5.3		2017年11月9日	3.1		2017年11月9日	13
	2018年11月6日	2.9		2018年11月6日	3.8		2018年11月6日	25
	2019年11月5日	3.3		2019年11月5日	4.5		2019年11月5日	15
	2020年11月18日	4.8		2020年11月18日	7.2		2020年11月18日	15
	2021年11月16日	5.2		2021年11月16日	5.9		2021年11月16日	12
	2022年11月8日	3.8		2022年11月8日	6.7		2022年11月8日	25
	2023年11月7日	3.5		2023年11月7日	7.3		2023年11月7日	6.8
2024年12月3日	4.6	2024年12月3日	3.0	2024年12月3日	13			

※環境基準：1,000pg-TEQ/g [pg (ピコグラム) =1兆分の1グラム]

資料編

図表 64 周辺大気ダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/g)

測定対象	年月日	測定値
水守地区 (研修センター敷地内)	2012年11月06日から2012年11月13日まで	0.044
	2013年10月23日から2013年10月30日まで	0.036
	2014年10月23日から2014年10月30日まで	0.029
	2015年11月16日から2015年11月23日まで	0.034
	2016年11月11日から2016年11月18日まで	0.047
	2017年11月09日から2017年11月16日まで	0.031
	2018年11月06日から2018年11月12日まで	0.022
	2019年11月05日から2019年11月13日まで	0.030
	2020年11月18日から2020年11月25日まで	0.027
	2021年11月09日から2021年11月16日まで	0.026
	2022年11月08日から2022年11月15日まで	0.023
	2023年11月07日から2023年11月14日まで	0.0082
2024年12月03日から2024年12月10日まで	0.018	

※環境基準：0.6pg-TEQ/g [pg (ピコグラム) =1兆分の1グラム]

つくば市環境基本条例

平成10年10月1日

条例第23号

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境基本計画(第7条・第8条)

第3章 市が講じる環境の保全のための施策
(第9条—第17条)

第4章 市民等の参加及び協働による環境の
保全への取組(第18条—第23条)

第5章 地球環境保全の推進(第24条・第25
条)

附則

私たちは、筑波山を望む豊かな自然の恵みの
下で、生命を育み、日々の暮らしを営んできた。

近年、社会経済構造の変化や都市化の進展に
伴い、私たちの生活が便利で活力の満ちたも
のになってきている一方で、資源やエネルギ
ーの大量消費、大量生産、大量廃棄という現
象がもたらされ、それらが環境への負荷とな
って、自然の生態系にまで影響が及ぶよう
になり、私たちの生命や生活の基盤である恵
み豊かな環境が地球的な規模で損なわれよう
としている。

私たちは、安全で快適な生活を営むために健
全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利
を有するとともに、その環境を将来の世代に
引き継ぐことができるよう環境を保全する
責務を担っている。

今、私たちは、環境への負荷が人の様々な活
動から生じていることを認識し、自らの生活
や行動を環境への負荷の少ないものに変え
ていき、人と自然との共生を基本として、限
りある自然を維持し、失われた自然を復元し、
都市化の進展をこれに融和させ、やすらぎや
ゆとりの感じられる社会の創造を目指して、
最大限の努力を払うことが求められている。
このような考え方に立って、市民、事業者、
市の機関が一体となり、健全で恵み豊かな環
境を保全するとともに、環境への負荷の少な
い持続的な発展が可能なつくば市をつくり
上げていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、
基本理念を定め、並びにつくば市(以下「市」
という。)、事業者及び市民の責務を明らかに
するとともに、環境の保全に関する施策の基
本となる事項を定めることにより、環境の保
全に関する施策を総合的かつ計画的に推進
し、もって現在及び将来の世代の市民の安全
で快適な生活の確保に寄与するとともに、人

類の福祉に貢献することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げ
る用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に
加えられる影響であって、環境の保全上の支
障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全
体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋
の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の
全体又はその広範な部分の環境に影響を及
ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事
業活動その他の人の活動に伴って生じる相
当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土
壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等
によって人の健康又は生活環境(人の生活に
密接な関係のある財産並びに人の生活に密
接な関係のある動植物及びその生育環境を
含む。以下同じ。)に係る被害が生じることを
いう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる基本理念
(以下「基本理念」という。)にのっとり推
進されなければならない。

(1) 健全で恵み豊かな環境が市民の安全で
快適な生活に欠くことができないものである
ことにかんがみ、これを将来にわたって維
持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の
世代の市民がこの恵沢を享受することがで
きるように積極的に推進すること。

(2) 人と自然とが共生することができる恵
み豊かな環境を確保するために、樹林、農地、
水辺等における多様な自然環境を有効に活
用しつつ保全し、環境への負荷の少ない持
続的に発展することができる社会の構築を
目指すこと。

(3) 市、事業者及び市民がその事業活動及
び日常生活において環境の保全を優先的に
配慮し、それぞれの責務に応じた役割分担
の下に、協働によってこれに取り組むこと。

(4) 地球環境保全が人類共通の極めて重要
な課題であることから、市、事業者及び市民
が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、
国際的な連携及び協力の下に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の
保全についての総合的な施策を策定し、及び
実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を
及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施
するに当たっては、環境への負荷の低減その

他の環境の保全に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴うばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を行うことにより、その減量を行うとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う廃棄物の排出抑制、騒音の発生防止、屋外燃焼行為の自粛等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境基本計画

第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全に関する総合的かつ計画的な目標及び施策の大綱について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するための必要な措置を講じるとともに、つくば市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たって

は、各種の施策相互の連携を図りつつ環境基本計画に基づき総合的かつ計画的に行わなければならない。

第3章 市が講じる環境の保全のための施策(公害の防止等)

第9条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等による環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(自然環境の保全)

第10条 市は、樹林、農地、水辺等における多様な自然環境の適正な保全に努めるとともに、野生動植物の生息又は生育に配慮し、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(資源の循環的利用等の促進)

第11条 市は、環境への負荷への低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(調査、研究等の推進)

第14条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第15条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な

措置を講じるものとする。

(環境白書の作成等)

第 17 条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにしたつくば市環境白書を作成し、公表するものとする。

第 4 章 市民等の参加及び協働による環境の保全への取組

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第 18 条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報を適切に提供するように努めるとともに、環境の保全に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため必要な措置を講じるものとする。

(市民及び事業者との連携)

第 19 条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者と協力して、環境の保全に関する活動を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第 20 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに啓発活動の充実により市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講じるものとする。

(市民及び事業者の自発的な活動の支援)

第 21 条 市は、市民及び事業者が自発的に

行う緑化活動、再生資源の回収に係る活動その他環境の保全に関する活動が促進されるようにするため、必要な措置を講じるものとする。

(経済的措置)

第 22 条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発、その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講じるものとする。

(事業者の環境管理に関する制度の導入の促進)

第 23 条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、環境への負荷の低減の目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことを目的とした環境管理に関する制度の導入の促進に関し必要な措置を講じるものとする。

第 5 章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の調査等の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第 25 条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。